東京国際大学論叢

商学・経営学研究

第2号

論 文		
大学における原価計算教育の現状と課題與	倫陽	1
――シラバス情報に基づいて―― 横山	一朗	
業績評価における経営者調整典	倫陽	15
BSC による業績評価に焦点をあてて		
消費者行為論へ向けて	勉	31
いかにして行為は為されるのか		

東京国際大学論叢

商学・経営学研究

第2号

大学における原価計算教育の現状と課題

----シラバス情報に基づいて----

 奥
 倫
 陽

 横
 山
 一
 朗

目 次

はじめに

- 1. 原価計算教育と原価計算基準の役割
 - 1.1 会計教育における原価計算教育
 - 1.2 原価計算基準の概要
 - 1.3 原価計算教育における原価計算基準の役割
- 2. シラバスに基づく原価計算教育の調査
 - 2.1 調查概要
 - 2.2 調査結果
- 3. 調査結果に基づいた課題の検討
 - 3.1 学習者の視点
 - 3.2 会計資格試験対策の視点
 - 3.3 原価計算実務の視点 おわりに

はじめに

企業における効果的かつ効率的な原価計算の実践は、企業価値向上に寄与する。わが国の原価計算では、当時の大蔵省(現在、金融庁)の企業会計審議会が示した「原価計算基準」(以下、「基準」と称す)が実践的な規範として中心的な役割を果たしてきた。「基準」が、日本経済の発展に尽くした貢献は極めて大きかったことは一般的に認められている(櫻井、2014a)。しかし、「基準」の中間答申からすでに50年あまりの歳月が経過した。「基準」が成立した時代から現在に至るまでに、わが国経済は、工業中心の経済から知識集約型の経済

へシフトしており、「基準」が答申された当時とは経営環境も変容している。今日では、「基準」では考えられていなかった、ABC(Activity Based Costing)、LCC(Lifecycle Costing)、MFCA(Material Flow Cost Accounting)、バックフラッシュ原価計算など新しい原価計算手法が開発され、実務で実践されている。

他方、原価計算を社会に広く浸透させ定着させるためには、「原価計算にかかわる会計教育」 (以下、原価計算教育と称す)が求められる。 実際、わが国の原価計算教育は、今日まで多くの教育機関で実践されている。わが国の原価計算教育においても、原価計算の実践的な規範である「基準」の存在は大きく無視できない。「基準」を取り巻く環境が変化している中で、わが国における原価計算教育の現状を把握し検討することは、今後の原価計算の発展にも影響すると考えられる。

そこで、わが国における原価計算教育の現状を明らかにし、その課題を検討することを本研究の目的とする。具体的に、原価計算教育の現状を明らかにするために、大学における原価計算教育に焦点を当てる。なぜなら、わが国において、高等学校から大学への進学者が増加する中で、原価計算にかかわる教育と実務を橋渡しする役割としての大学教育の存在が大きくなっているからである。加えて、原価計算教育は商業高校でも行われているが、商業高校では文部科学省によって学習指導要領が示されており、

学習内容を変更する自由度は大学に比較して大きくなく、商業高校における原価計算教育の学校間の授業内容の統一性が比較的確保されているため、その授業内容を把握することは容易である。したがって、商業高校と比較して、学習内容に対し自由度の高い大学における原価計算教育に焦点を当てた方が、わが国の原価計算教育の現状を明らかにするためにはより有用と考えられる。

なお、原価計算教育の現状を明らかにするための研究アプローチとして、本研究では、わが国の大学が公開しているシラバス情報に基づき、その記載内容を確認し集計することによって現状を分析し検討する。シラバス情報は、授業の内容を記した情報であり、わが国の大学における原価計算教育の現状を把握する上で、有用な資料となると考えられる。

以降,第1に,わが国の原価計算教育における「基準」の役割を明らかにする。第2に,シラバス情報の調査概要と調査結果を明らかにする。第3に,調査結果に基づき原価計算教育の課題を検討し、最後に本研究をまとめる。

1. 原価計算教育と原価計算基準の役割

本節では、会計教育における原価計算教育の 役割を明らかにする。「基準」の概要について 論じた上で、原価計算教育における「基準」の 役割を明らかにする。

1.1 会計教育における原価計算教育

原価計算とは、財貨を生産し、サービスを提供するにあたり消費された、または消費される予定の経済財の価値犠牲を測定するための技術、概念の総称である(櫻井、2014b)。原価計算は、ステークホルダーに対し財務諸表作成、価格決定や経営管理に有効な情報を提供するために必要とされ、今日では、企業価値向上に寄与する経営戦略の策定や実行における情報を提供するためにも必要とされている。また、原価計算は、会計学の一領域であり、財務会計や税

務会計などの会計学のその他の領域とも関連づけられ発展してきた。わが国の大学では、会計関係の学科として簿記原理(簿記学)、会計学(財務諸表論、財務監査)、原価計算、会計監査(監査論、財務監査)、経営分析(経営比較)等々の諸科目が置かれており、最も基本的な学科として、「簿記原理」が置かれている(中村、2005)。わが国の会計教育において、その基本として簿記原理が位置づけられていることから、原価計算教育は、簿記原理の応用という位置づけられる場合が多い。そのため、原価計算教育は、工業簿記の学科の中で扱われることがある。

工業簿記とは、製造業における価値移転過程の記録・計算および報告を複式簿記の原理を適用して行おうとする計算体系である(櫻井, 2014b)。工業簿記における価値移転過程の計算には、原価計算を行う必要がある。

具体的に. 原価計算と工業簿記との関係は. 補助元帳の原価記録と統制勘定の財務記録との 補完関係に見ることができる。原価計算におい て. 原価計算の計算結果である原価記録とし て、補助元帳(材料元帳、原価元帳、製品元帳 など) に内訳記録が記入される。工業簿記の計 算結果である財務記録として総勘定元帳におけ る統制勘定(材料勘定,仕掛品勘定,製品勘定 など) に合計記録が記入される。内訳記録と合 計記録が補完関係にある点において、原価記録 と財務記録とは、有機的に結合される(岡本. 2000)。つまり、工業簿記の実践には、原価計 算の理解が必要となる。1)したがって、わが国 の大学教育における工業簿記という学科は、実 質的に原価計算を学習する場として機能してい る。2)

1.2 原価計算基準の概要

「基準」は、1962年に旧大蔵省(現在、金融庁)の企業会計審議会が中間答申として報告した会計基準であり、特に原価に関して規定したものである。「基準」は、序文および5つの章から構成されている。第1章では、「原価計算の目

的と原価計算の一般基準 | として、原価計算の 目的, 原価計算制度, 原価の本質, 原価の諸概 念. 非原価項目. 原価計算の一般的基準につい て記述されている。第2章では、「実際原価の 計算 | として、実際原価の計算手続き、製造原 価要素の分類基準. 原価の費目別計算. 原価の 部門別計算.原価の製品別計算について記述さ れている。第3章では、「標準原価の計算」と して. 標準原価算定の目的. 標準原価の算定. 標準原価の改訂、標準原価の指示について記述 されている。第4章では、「原価差異の算定お よび分析」として、原価差異の算定および分析、 実際原価計算制度における原価差異、標準原価 計算制度における原価差異について記述されて いる。第5章では、「原価差異の会計処理」に ついて記述されている。「基準」では、製造業 を対象とした会計基準として明確に記述されて いないが、製造業で用いられる製造原価とその 構成要素(材料費, 労務費, 経費)が記述され ていること、部門別計算において製造部門が原 価部門として設定されていることから、実質的 に製造業を対象とした会計基準と考えることが できる。

「基準」が報告されて以来、すでに50年以上 経過したが、その内容に関しては何ら修正され ることなく現在に至っている。しかし、企業を 取り巻く経営環境は、わが国の産業構造は製造 業から非製造業へ緩やかにシフトしてきた(内 閣府政策統括室、2012)。また、新興国の発展 にともないコスト競争力が弱く付加価値の少な い国内の製造業は、縮小せざるをえない状況で あり、しばらく、その傾向は続くと考えられ る。それゆえ、製造業を対象とした「基準」の わが国における社会的なプレゼンスは答申当時 と比較して相対的に低下していると推察され る。3) 他方、櫻井(2014b) は、「基準」が現代 の会計基準と原価理論に適合していないという 課題を指摘している。具体的に、「基準」が後 入先出法を許容している。 セグメント別計算 や貢献利益概念が取り入れられていない.「基 準 | がIFRS (International Financial Reporting Standards) に対応していない⁴⁾ といった課題 である。

わが国の製造業を対象とした清水等 (2011) の調査によれば、「原価計算を行うに当たり、『基準』で特に問題はない」と回答した企業は59.5% (119社)で、「『基準』の記述は不十分であり、生産実態に見合った改正を行うべきである」と回答した企業は40.5% (81社)であったという。現行の「基準」で問題ない企業と回答した企業が過半数を超えているが、改正を行うべきであると回答した企業も無視できない割合を占めており、「基準」に全く問題がないとは断言できない実務の現状がうかがえる。今後も経営環境が変容していくことを考えれば、経営環境変化に対して変わらない「基準」と変化に対応し続ける実務とのかい離は今後さらに広がっていく可能性が高いと考えられる。

1.3 原価計算教育における原価計算基準の 役割

わが国における原価計算教育における「基準」 の役割を明らかにするために、まず、大学以外 の原価計算教育における「基準」の役割を明ら かにする。続いて、大学教育における「基準」 の役割を明らかにする。

大学以外における原価計算の体系的かつ専門 的な学習を行う機会として, 商業高校や簿記検 定試験等の会計資格試験が考えられる。ここで は, はじめに, 商業高校における原価計算教育 の規範的な指針となっている高等学校学習指導 要領を取り上げる。次に, 代表的な会計資格試 験を取り上げ, わが国における原価計算教育に おける「基準」の役割を明らかにする。

平成21年高等学校学習指導要領では、科目としての「原価計算」が示され、その目標として、「製造業における原価計算及び会計処理に関する知識と技術を習得させ、原価の概念について理解させるとともに、原価計算から得られる情報を活用する能力と態度を育てる」ことが掲げられている(文部科学省、2009)。指導内容として、(1) 原価と原価計算、(2) 原価の費

目別計算, (3)原価の部門別計算と製品別計算, (4)製品の完成・販売と決算, (5)標準原価計算, (6)直接原価計算の基礎,が挙げられている(文部科学省,2009)。また,指導内容の取り扱いに関し,「指導に当たっては,企業会計に関する法規や基準の変更に留意し,原価計算の基本的な考え方と計算方法を理解させ,適切に原価を管理できるようにするとともに,工業簿記の基本的な記帳方法を習得させること(文部科学省,2009)」と示されている。

わが国の高等学校指導要領における「原価計算」で示された指導内容のうち、少なくとも(2)費目別計算、(3)部門別計算と製品別計算および(5)標準原価計算は、「基準」の構成および内容と一致している。また、指導内容の取り扱いにおいて、企業会計に関する法規や基準の変更に留意することが求められていることから、わが国の原価計算制度の規範である「基準」を無視できないといえる。つまり、商業高校で「原価計算」を指導する際には、「基準」を反映した原価計算教育が求められるといえる。

他方、会計資格試験に関し、たとえば、わが 国の公認会計士試験、日本商工会議所主催の検 定試験(以下、日商簿記検定と称す)、全国経 理教育協会主催の簿記能力検定(以下,全経簿 記検定と称す). 全国商業高等学校協会主催の 簿記実務検定試験(以下,全商簿記検定と称す) が. 原価計算と関連したわが国の会計資格試験 として考えられる。これらの会計資格試験にお いて、それぞれ出題範囲が示されている(公認 会計士・監査審査会. 2014;日本商工会議所. 2013;全国経理教育協会。2014;全国商業高等 学校協会、2014)。原価計算に関連する試験区 分において、公認会計士試験では「管理会計論」 が、日商簿記検定では2級の「工業簿記」およ び1級の「工業簿記」と「原価計算」が、全経 簿記検定では1級の「工業簿記」と上級の「工 業簿記・原価計算」が、全商簿記では「1級(原 価計算)」が関連している。

これらの会計資格試験の出題範囲には,特殊原価調査や意思決定会計のような内容が含まれ

ているため、「基準」以外の内容も部分的に含まれている。しかし、学習者は、少なくとも「基準」が示している実際原価の計算(費目別計算,部門別計算および製品別計算)、標準原価の計算に対して学習者の理解が求められているといえる。以上から、商業高校で原価計算を学ぶ生徒や会計資格試験合格を目指す学習者には、「基準」に則った原価計算の理解が求められる。

大学における原価計算教育に関し、大学では 工業簿記や原価計算といった科目の中で実践さ れている。上埜 (2007) は、原価計算ないし管 理会計の講義にたずさわっていると推定される 大学教員を対象にした質問票調査に基づいて、 日商簿記検定試験2級の出題範囲を学部の工業 簿記や原価計算の講義シラバスの作成で重視し ている教員が極めて多いと指摘している。日商 簿記検定試験の出題範囲に基づいた原価計算の 授業が多くの大学で行われていることになる と、大学の原価計算教育における「基準」の役 割も大きいことが推察される。では、大学にお ける原価計算教育は具体的にどのように展開さ れているのか。次節では、大学における原価計 算教育の現状を検討するために具体的な調査方 法と調査結果を述べる。

2. シラバスに基づく原価計算教育の調査

本研究では、わが国大学が公開しているシラバス情報に基づいて原価計算教育の実態を調査 した。本節では、調査概要とその調査結果を明 らかにする。

2.1 調査概要

シラバスとは、授業科目とその具体的な授業 内容を記述したものである。5) 学校教育法施行 規則(第百七十二条の二)では、授業科目、授 業の方法および内容について公表することが求 められ、その公表にあたっては、インターネッ トの利用、その他広く周知を図ることができる 方法によって行うことが求められている。ま た,わが国における国公私の全ての大学,短期 大学および高等専門学校は,定期的に,文部科 学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関) による評価を受けることが求められている。そ の評価項目としてシラバス作成の有無が評価対 象となっていることからも,大学にはシラバス 作成が要求されている。

シラバスの公表に関し、たとえば、インター ネットを利用した公表方法として、シラバスを PDFファイルとして公開している大学もあれ ば. HTML形式で公開している大学もある。外 部から閲覧はできるが、その内容をダウンロー ド(保存)できない大学もある。外部からシラ バスにアクセスできない大学もある。授業内容 について、その目的、毎回の授業内容、使用テ キスト. 単位取得に関する評価基準の記述内容 の詳細さには違いがある。このように、シラバ スは、各大学だけでなく授業によって公表内容 が異なっており、 定型的で共通したフォーマッ トがあるわけではない。しかし、シラバスは大 学で行われている授業の現状を把握するための 客観的かつ稀少な一次資料として価値があると 考えられる。

本研究では、2014年8月に、インターネットを経由して全国の4年制大学のWebページのシラバスデータベースにアクセスし、「原価」もしくは「工業簿記」をキーワードに原価計算教育に関連すると考えられる2014年度開講科目の授業科目のシラバスを入手した。60本調査対象の大学名および科目名は、本稿の付録(大学名および科目名)に掲載した。なお、シラバスをダウンロードして保存できないシラバスは除外した。また、授業科目の詳細が判別できないものは除外した。

本研究では、入手したシラバスに基づき、5 つの項目について調査した。すなわち、①科目 名、②単位数、③授業内容、④会計資格試験と の関連、⑤使用テキストである。

①科目名は、受講者が科目履修を決定する際の手がかりとなる項目である。②単位数は、当

該科目の総授業時間の把握する際の目安となる 項目である。③授業内容は、当該科目の中で具 体的な授業内容を把握することができる項目で あり、シラバスには授業計画や大まかな授業内 容が記載されている。④会計資格試験との関連 において、前述の上埜(2007)の調査に基づく と、多く日商簿記検定試験2級の出題範囲を学 部の工業簿記や原価計算の講義シラバスの作成 で重視している教員が極めて多いことが指摘さ れている。この指摘が実際にシラバスに反映さ れているかを確認するために授業内容に加えて 調査項目として取り上げる。⑤使用テキスト は、講義で使用されていると考えられるテキス トを調査することにより、テキストから、より 具体的な授業内容を検討できると考えられる。 以上の5つの項目は、各大学の授業に共通して シラバスから入手できる情報であるため、これ らの項目に関して客観的に集計しやすいという 特徴がある。

5つの項目の個別的な調査内容に関し、①科目名において、大学の中には、カリキュラム変更のため新カリキュラムと旧カリキュラムが並存しており、同一授業であっても異なる科目名を使用している場合がある。そのため、同一授業で異なる科目名が割り当てられている科目名に関しては、新カリキュラムの科目名もしくは筆頭の科目名を調査対象科目として取り上げる。

②単位数において、当該科目を履修し修得できる単位数を確認した。単位数は、わが国の大学設置基準の中で、必要授業時間が定まっているため、原価計算教育の授業時間を把握するための目安になる。7)

③授業内容は、「基準」と会計資格試験の出題範囲に基づき、「費目別計算」「部門別計算」「製品別計算」「標準原価計算」「直接原価計算」「その他の内容」という分類基準を用いて、これらの内容が各科目のシラバスに記載されているかを確認した。なお、「費目別計算」は、「費目別計算」という用語が用いられている以外にも、具体的な費目である「材料費」、「材料」、

「労務費」、「賃金」、「経費」の用語が用いられている場合には、費目別計算に含めた。シラバス記載内容に、部門別個別原価計算と記載されている場合には、「部門別計算」と「製品別計算」の内容を学習するものとみなした。「その他の内容」は、一般に授業の最初で行われる原価計算の概論やガイダンス等は除き、「基準」では想定していなかった具体的な原価計算手法、たとえば、活動基準原価計算、品質原価計算等が授業内容として記載されている場合がこれに該当するものとして取り扱った。

④会計関連資格との関連は、調査対象の科目が会計資格試験と関連しているかを確かめるために、シラバスの中で「検定」「公認会計士」という会計関連資格に関する用語が記載されているかを確認した。

⑤使用テキストは、教科書等に記載事項を確認した。また、会計資格試験との関連を鑑み、著書題目に「日商」「検定」「2級」という用語が記載されているかを確認した。8)

2.2 調査結果

インターネットを経由して入手した132大学317科目のシラバスに基づき、①科目名、②単位数、③授業内容、④会計資格試験との関連、⑤使用テキストに関する調査した結果は、次の通りとなった。なお、括弧内の数値は、総科目数317科目で当該科目数を除して百分率で示したものである。

①科目名に関し、科目名に「原価計算」が含まれる科目数は、157科目(49.5%)であった。⁹⁾「工業簿記」が含まれる科目数は、80科目(25.2%)であった。¹⁰⁾「管理会計」が含まれる科目数は、12科目(3.78%)であった。その他、原価会計、応用簿記、会計学Ⅱ、コストマネジメント、工業会計論、キャリア特別講義(簿記2級講座)、スキル開発演習(工業簿記)、上級簿記といった科目名が用いられていた。

②単位数において,2単位の科目は,263科目(83.0%)であり,4単位の科目は,51科目(16.1%)であった。その他,3単位の科目が1

科目,不明が2科目あった。

③授業内容において、「費目別計算」「部門別計算」「製品別計算」「標準原価計算」「直接原価計算」「その他の内容」のそれぞれに該当する科目数は、「費目別計算」において211科目(66.6%)、「部門別計算」において207科目(65.3%)、「製品別計算」において256科目(80.8%)、「標準原価計算」において202科目(63.7%)、「直接原価計算」において183科目(57.7%)、「その他の内容」において78科目(24.5%)であった。

加えて、授業内容に関して、2単位科目と4 単位科目に着目すると、2単位授業における 264科目のうち、授業内容に「費目別計算」の 記載があった科目は163科目、以下同様に、 「部門別計算 | は159科目.「製品別計算 | は 207科目,「標準原価計算」153科目,「直接原 価計算 | は139科目であった。他方、4単位授 業における51科目のうち、授業内容に「費目 別計算」の記載があった科目は48科目、以下 同様に,「部門別計算」は48科目,「製品別計 算 | は49科目、「標準原価計算 | 49科目、「直 接原価計算 | は44科目であった。4単位科目で は、2単位科目と比較して、1つの科目で「部 門別計算」「部門別計算」「製品別計算」「標準 原価計算」「直接原価計算」の内容を網羅して いる科目が非常に多い。この差は、2単位科目 では、「工業簿記Ⅰ | と「工業簿記Ⅱ | といっ たように複数の2単位科目を設定して.「部門 別計算」「部門別計算」「製品別計算」「標準原 価計算 | 「直接原価計算 | の授業内容を網羅す るケースがあることから生じている。

④会計関連資格との関連において、科目が会計資格試験に関連しているかを確認するために、「検定」「公認会計士」という用語のうち、シラバスに1つでも記載されている科目は、173科目(54.6%)であった。

⑤使用テキストにおいて、使用テキストのうち、著書題目に「日商」「検定」「2級」という用語のいずれかが記載されている科目は、123科目であった(38.8%)であった。使用テキス

トに関し, 不明, 別途指示, 配付プリント等, 特定のテキストをしていない科目は, 61科目 (19.2%) あった。

その他、各大学のシラバスを概観すると、原価計算に関連した科目を複数設定している大学がある、会計資格試験対策に特化した科目を設定している大学がある、1つの科目の中で、授業の前半に商業簿記と後半に工業簿記を行っている大学がある、生産管理といった他分野の授業内容と組み合わせた授業を設定している大学がある、ケーススタディやディスカッションを取り入れた授業を実施している大学がある、WebテストといったICTツールを利用した授業を行っている大学がある、という授業があることを確認できた。

3. 調査結果に基づいた課題の検討

原価計算に関する科目は、大学の教育方針、カリキュラム方針、担当教員の教育方針に従って実施される。したがって、各大学および各科目に多様性があるのは自然であり、各大学で行われている原価計算関連の科目に対して優劣をつけることは重要ではないし、不可能である。そこで、各大学で行われている原価計算教育の多様性を認めた上で、調査結果に基づき、大学における原価計算教育の課題について、原価計算教育を受ける側である学習者の視点、学習者および教員が意識する目的の1つとして重要な会計資格試験対策の視点、原価計算の学習の成果が活かされる場となる原価計算実務の視点という3つの視点から検討を加える。

3.1 学習者の視点

学習者が体系的に原価計算を学ぶためには、 大学全体の授業体系の中でどのように原価計算に関する科目を選択し履修するかが課題となる。原価計算に関する科目において、4単位科目と比較すると2単位科目が多いことがわかる。2単位科目の授業で、「基準」が示している内容、すなわち、「費目別計算」「部門別計 算」「製品別計算」「標準原価計算」が、網羅される授業は多くはない。これは、たとえば原価計算の授業を前期および後期のように2つの2単位科目として扱うことで、「基準」の内容を網羅する場合があるからである。したがって、大学によっては、学習者が「基準」の内容について包括的な学習をするためには、原価計算に関連する科目をすべて履修することが必要となる。

他方、原価計算に関連する会計資格試験対策のためのテキストでは、会計資格試験が「基準」に準じているために、原価および原価計算の概要、費目別計算、部門別計算、製品別計算、標準原価計算の項目が含まれている場合が多い。「基準」の理解には、これらすべての内容を学習する必要がある。

しかし、当該科目が受講者の卒業要件を満たすために必要ではない場合、一部の原価計算に関連する科目を履修するだけでよく、必ずしも、すべての原価計算に関連する科目を履修する必要はない。部分的な履修によって、学習者は原価計算に関して断片的な学習しかできなくなる可能性がある。このような複数の科目にわたって原価計算を学習するカリキュラムの場合、学習者が体系的に原価計算を学ぶための履修モデルの配慮が求められ、複数の2単位科目から原価計算教育が行われる場合は、不完全な学習とならないような授業内容にする必要があると考えられる。

3.2 会計資格試験対策の視点

会計資格試験は、学習者が原価計算を学ぶための動機付け要因として機能することが考えられる。授業内容や使用テキストの調査からも、会計資格試験の合格を意識した授業を実施している大学も少なくないことがわかる。大学によっては、講義形式だけでなく、問題演習を中心とした科目を設定して原価計算に対する学習者の理解を深める取り組みをしている。会計資格試験対策の科目では、必然的に授業内容を試験範囲に対応させる必要がある。前述の通り、

会計資格試験対策では、「基準」の理解が求められるため、「基準」の内容に即した授業に多くの時間が必要となる。

しかし、「基準」の社会的なプレゼンスが低下している中で、「基準」に即した会計資格試験の学習だけでは、学習者が会計資格試験を取得するメリットを実感することが難しくなると推察される。会計資格試験を不要と考える学習者が増えれば、当該科目を履修しない学生が増える可能性が生じる。もちろん、原価計算における「基準」の社会的なプレゼンスが低下したとしても、学問としての原価計算それ自体のプレゼンスは揺るがない。したがって、会計資格試験対策を行うにしても、それが原価計算に対するより深い理解につながる導入となるような授業へと展開されることが、将来の原価計算の発展に求められると考えられる。

3.3 原価計算実務の視点

「基準」が、わが国の原価計算の実践的な規範として存在している以上、原価計算教育においても「基準」を避けることはできない。わが国の大学教育においても「基準」に基づいた授業が行われていることは調査結果から推察できる。しかし、「基準」は50年以上もその内容に変化はない。これを原価計算教育の視点から考えると、「基準」について授業の中で教授すべき授業内容は、量的にも質的にも変化していないともいえる。

他方、実務では、経営環境の変化を捉えた新たな原価計算手法が提案され実践されてきている。新たな原価計算手法を大学の原価計算教育の中でキャッチアップしなければ、実務と教育とのギャップは広がっていく。しかし、大学教育において原価計算教育のためだけに与えられた授業時間は限られており、原価計算教育だけに時間を拡張することはできない。調査結果から、「その他の内容」を取り上げている授業は、他の内容よりも明らかに低い現状がある。これは、「基準」を理解するためには、それだけ多くの授業時間を必要とし、その他の内容を扱う

時間が十分にないとも捉えることができる。限 られた授業時間の中で、実社会を反映した原価 計算教育の実践のためには、現行の授業をより 効率化し、新たな原価計算手法を学習する機会 を学習者に提供することが求められると考えら れる。

おわりに

本研究では、シラバスに基づいて大学におけ る原価計算教育の現状について検討した。わが 国において、「基準」が、今もなお、大学にお ける原価計算教育の中心であるということが確 認できた。また、会計資格試験を意識した原価 計算教育が実践されていることも確認できた。 しかし、修正されてこなかった現行の「基準」 では、現代の実務に十分に対応できないケース が増加し、実社会における「基準」の相対的な プレゼンスは今後さらに低下していく懸念があ る。「基準」に即した原価計算教育や「基準」 に即した会計資格試験対策だけでは、知識社会 へ移行しているわが国の産業やグローバル化が 要請されている大学教育に貢献することが難し くなるかもしれない。これらの要因によって原 価計算教育の学習者の減少につながると、将来 の原価計算の発展に負の影響を与えかねない。

大学教育の限られた授業時間の中で原価計算教育が実務に対してキャッチアップするためには、今後もわが国の原価計算教育に関し継続的に調査していくこと、そして、新たな原価計算手法の学習を含めた実社会を反映した教育モデルの構築が必要と考えられる。具体的には、ICTを利用した授業、反転授業など予習・復習時間の効果的な活用、ケーススタディを導入するといった対応が求められると考えられる。

謝辞

本稿は匿名の先生方から査読いただき, 貴重 なご意見を賜りました。ここに記して深く感謝 申し上げます。 注

- 1) 原価は、原価計算対象にかかわる資金の流れを把握し集計することによって算出されるため、原価計算においても簿記の知識は有用である。
- 2) 工業簿記が製造業を対象としているのに対し、原価計算は製造業だけでなくサービス業などの非製造業も含まれる。したがって、工業簿記教育と原価計算教育の学習内容は、重複する部分はあるが、一致しない部分もある。
- 3) 「基準」が無修正のまま現在なお存在し続けているのは、ひとえに「基準」の完成度がきわめて高いからであるという諸井(2012)の指摘も看過できない。
- 4) 「基準」では、製造間接費の計算を固定費と変動費に分けて予定配賦率に実際の配賦基準数値を乗じて配賦する、操業度が低かったような場合、「基準」では予定配賦が原則であるが、IFRSでは単位当たりの固定製造間接費を増加させてはならないとされている(櫻井、2014b)
- 5) 大学によってはシラバスと呼称せずに、講義 要領といった別称を用いているケースも散見 されるが、本研究では授業科目と具体的な授 業内容が記載されたものをシラバスと呼称 する.
- 6) 文部科学省の平成26年度学校基本調査によれば、わが国の大学は781校(国立86校、公立92校、私立603校、通信教育のみを行う学校(私立7校)を除く、)となっている。本研究においてシラバスを入手した大学は、全大学数の16.9%にあたる。したがって、完全かつ網羅的にシラバスが入手できたとは必ずし

参考文献

- 岡本 清 (2000): 『原価計算 (六訂版)』, 国元書房, p. 89.
- 公認会計士・監査審査会 (2014):『出題範囲の 要旨について』(http://www.fsa.go.jp/cpaaob/ kouninkaikeishi-shiken/hani26-c/01.pdfより2014 年10月20日ダウンロード).
- 櫻井通晴 (2014a):「現代の原価理論から見た「原 価計算基準」の問題点――経済モデル、会計

- もいえない、当然であるが、すべての大学の 学生全員が原価計算を学ぶわけではない、実際、同学校基本調査において、社会科学に関係する学科に属する学生は、全学生数に対して32.7%である。原価計算が、一般に社会科学分野の学問と位置づけられていること、わが国の原価計算教育が、会計学の中において応用的な学科であることを鑑みれば、入手したシラバスのサンプル数が大学における原価計算教育の現状の分析には、十分耐えうるものと考えられる。
- 7) 大学設置基準において、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とすることが定められている。
- 8) ここでは、直接授業で使用すると考えられる 教科書であって、授業に関連する参考書は取 り上げていない。
- 9) 原価計算,原価計算論,原価計算論 I,原価計算論 I,原価計算論概論などのように科目名の中に「原価計算」という用語が含まれている科目である.科目名がつけられている科目である.ただし,特別講義(工業簿記・原価計算)のような科目名は、カッコ内に原価計算が含まれているが、当該科目数には含めていない.
- 10) 工業簿記,工業簿記論,工業簿記I,工業簿 記IIのように科目名の中に「工業簿記」とい う用語が含まれている科目である.ただし, 原価計算(工業簿記)のように,カッコ内に 工業簿記が含まれているが,当該科目数には 含めていない.

基準,原価理論の変化」『企業会計』,第66 巻,第3号,p.74.

櫻井通晴 (2014b):『原価計算』, 同文舘出版, p. 49. 清水 孝, 小林啓孝, 伊藤嘉博, 山本浩二 (2011): 「わが国原価計算実務に関する調査 (新連載・ 第1回) 原価計算総論と費目別原価計算」『企 業会計』, Vol. 63, No. 8, pp. 72-81.

全国商業高等学校協会(2014):『簿記実務検定試験(新)出題範囲』(http://www.zensho.or.jp/puf/download/exam/range/bk.pdfより2014年10月20日ダウンロード).

全国経理教育協会(2014):『簿記能力検定試験問

題出題範囲』(http://www.zenkei.or.jp/downloa d/02examnation/03guideline/24_boki_syutudai. pdfより2014年10月20日ダウンロード).

内閣府政策統括官室 (2012): 『日本経済2012 - 2013』 (http://www5.cao.go.jp/keizai3/ 2012/1222nk/pdf/12-3-3.pdfより2014年ダウン ロード).

中村 忠(2005):『新稿 現代会計学「九訂版]』.

付録(大学名および科目名)

調査対象の大学名および科目名は次の通りである。なお、調査対象の大学名および科目名は、大学名(科目名[単位数])と表記している。1つの大学で、複数の科目がある場合は、大学名の後のカッコ内で「、」で区切って表記している。たとえば、調査対象が1つの大学の中の2つの科目である場合は、大学名(科目数[単位数]、科目名[単位数])と表記している。また、調査の結果入手できなかった部分には「一」としている。

釧路公立大学(原価計算論[2]). 小樽商科大学(原 価計算論 [4]), 北海道大学 (会計学Ⅱ [4], 管理会 計論[4]), 旭川大学(工業簿記1級 I [2], 工業簿記 1級Ⅱ [2], 工業簿記1級Ⅲ [2], 工業簿記2級Ⅰ [2], 工業簿記2級Ⅱ [2]. 工業簿記2級Ⅲ [2]). 函館大学 (原価計算論[4]), 札幌大学(工業簿記[2], 原価計 算基礎 [2], 原価計算応用 [2]), 札幌学院大学 (原 価計算論[2],原価計算論[4]),北星学園大学(原 価計算 I [2], 原価計算 Ⅱ [2]), 弘前大学 (原価計 算 [2], 原価計算 [2]), 青森大学(管理会計論 I [2], 管理会計論Ⅱ [2], 原価計算論 I [2], 原価 計算論Ⅱ [2]), 八戸学院大学(原価計算論 [2], 工 業簿記[2]), 岩手県立大学(工業簿記論[2]), 富士 大学(原価計算[2],管理会計論[2]),石巻専修大 学(工業簿記 [2], 原価計算論 I [2], 原価計算論 II [2]), 東北学院大学 (原価計算論 [2], 工業簿記 [2]), 東北文化学園大学 (簿記Ⅱ[2], 管理会計[2]), 東 北工業大学 (原価計算論 [2]), ノースアジア大学 (原 価計算入門 [2]), 茨城キリスト教大学 (工業簿記 I [2], 工業簿記Ⅱ [2]), 流通経済大学(原価計算論 I [2]. 原価計算論 I [2]. 管理会計論 I [2]. 管理会 計論Ⅱ[2]),作新学院大学(原価計算論1[2],原価 計算論2[2]), 帝京大学(工業簿記[2], 原価計算論 [2]), 白鴎大学(工業簿記論 [4], 原価計算論 I [2],

白桃書房, pp. 17-18.

諸井勝之助 (2012):「「原価計算基準」制定50年」 『LEC会計大学院紀要』,第10号,pp. 1-15. 日本商工会議所 (2013):『簿記検定試験出題区分表』 (http://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/h25_ kogen.pdfより2014年10月20日ダウンロード). 文部科学省 (2009):『高等学校学習指導要領』,平成23年3月,pp. 197-198.

原価計算論 I [2], 管理会計論 I [2]), 群馬大学(会 計学Ⅱ[2]), 高崎経済大学(原価計算論[2]), 関東 学園大学(工業簿記論[4]), 共愛学園前橋国際大学(簿 記Ⅳ [2]), 高崎商科大学(原価計算論 [4]), 跡見学 園女子大学(会計学特別演習[4]), 共栄大学(原価 計算論 [2]), 埼玉学園大学 (原価計算論 I [2], 原 価計算論Ⅱ [2])、淑徳大学(原価計算論 [2])、駿河 台大学(管理会計論[4]), 東京国際大学(工業簿記[4], 工業簿記演習[2], 原価計算論[4]), 獨協大学(上 級簿記(工業) a [2], 上級簿記(工業) b [2], 原価 計算論a[2], 原価計算論b[2]), 明海大学(応用簿 記 I [2], 応用簿記 II [2]), 立正大学(工業簿記A [2], 工業簿記B [2], 工業簿記C [2], スキル開発演 習(工業簿記)[2],標準原価計算[2],原価会計[4]), 千葉大学(原価計算論[4]). 愛国学園大学(原価計 算論[2]), 江戸川大学(原価計算(2級工業簿記) I [2], 原価計算(2級工業簿記) Ⅱ [2]), 敬愛大学(管 理会計論 [2], 原価計算論 I [2], 原価計算論 II [2]), 中央学院大学(原価計算論 I [2], 原価計算論 II [2]), 日本橋学館大学(原価計算論 I [2], 原価計算論 II [2]), 千葉経済大学(原価計算論 I [2], 原価計算論 Ⅱ [2], 工業簿記 I [2], 工業簿記 II [2]), 千葉商 科大学(工業簿記Ⅰ[2], 工業簿記Ⅱ[2]), 麗澤大 学(原価計算論A[2],原価計算論B[2],簿記実務 演習 (中級) B [2]), 一橋大学 (原価計算 [4]), 青 山学院大学(中級簿記Ⅱ/簿記論ⅡB[2],原価計算 論 [2], コストマネジメント [2]), 学習院大学(原 価会計 [4]), 国学院大学 (原価計算 [2]), 上智大学 (原価計算論 I [2], 原価計算論 II [2]), 成城大学 (原 価計算論 [4]), 専修大学 (原価計算1 [2], 原価計 算2 [2], 工業簿記論1 [2], 工業簿記論2 [2], 原価 計算論 I [4], 工業簿記論 [4], 原価計算論 II [4]), 玉川大学(原価計算[4]), 中央大学(原価計算論[4]), 東京経済大学(工業簿記[4],原価計算論b[2],演 習/会計学演習[4])、東京理科大学(簿記・原価計 算及び演習[3],原価管理1[2]),法政大学(検定会 計 II [2], 原価計算A [2], 原価計算B [2], 原価計 算論 I [2], 原価計算論 Ⅱ [2]), 武蔵大学(原価計 算論1 [2]). 明治大学(原価計算論 I [2]. 原価計算 論 II [2], 原価計算論 A [2], 原価計算論 B [2]), 目 白大学(会計学演習Ⅱ[2],原価計算論Ⅰ[2],原 価計算論Ⅱ [2]), 立教大学(原価計算論Ⅰ [2], 原 価計算論Ⅱ [2]), 亜細亜大学(原価計算論 [4], 工 業簿記[2]), 嘉悦大学(原価計算論 I[2], 原価計 算論Ⅱ [2], 工業簿記Ⅱ [2], 工業簿記Ⅱ [2]), 国 士舘大学(工業簿記論[2]), 駒澤大学(原価計算論 [4]). 成蹊大学 (コスト・マネジメント [2]. 上級簿 記[2]), 創価大学(原価計算論[4]), 東京富士大学 (工業簿記Ⅰ [2], 工業簿記Ⅱ [2], 商業簿記Ⅱ [2]), 東洋大学 (原価計算論基礎 [2], 原価計算論応用 [2]), 明治学院大学(原価計算論1[2],原価計算論2[2]), 明星大学 (簿記特講2B [2], 原価計算論 [2], 会計制 度論1[2],会計制度論2[2]),和光大学(中級簿記 A (工業) [2], 中級簿記B (工業) [2]), 横浜国立大 学(原価会計論[2]), 神奈川大学(原価計算入門[2], 原価計算の基礎 [2]), 関東学院大学 (原価計算 I [2], 原価計算Ⅱ [2]), 文教大学(原価情報Ⅰ [2], 原価 情報 I [2]), 横浜商科大学 (原価計算論 I [2], 原 価計算論 I [2]), 新潟経営大学 (原価計算論 I [2], 原価計算論Ⅱ[2], 簿記特講Ⅲ[2], 簿記特講Ⅳ[2]), 長岡大学(工業簿記1[2],工業簿記2[2],原価計算 1 [2], 原価計算2 [2]), 金沢学院大学 (簿記Ⅱ [2], 原価計算[2]), 金沢星稜大学 (原価計算論[2]). 松 本大学(管理会計[2]), 名城大学(工業簿記[2], 原価計算論[2],原価管理論[2]),静岡県立大学(原 価計算論 [2]), 静岡産業大学 (原価計算論 I-1 [2], 原価計算論 I-2 [2], 原価計算論 II-1 [2], 原価 計算論Ⅱ-2 [2]), 名古屋市立大学(原価計算 [2]), 愛知大学(工業簿記Ⅰ[2], 工業簿記Ⅱ[2], 原価計 算論[2]), 愛知学院大学(原価会計論A[2], 原価 会計論B[2],特別経営講座D[2],特別経営講座E [2]), 愛知東邦大学(原価計算論[2]), 大同大学(工 業簿記[2],原価計算[2]),名古屋経済大学(原価 計算論 [2]), 中京大学 (工業簿記 [2]), 東海学園大 学 (原価計算論 [2]), 豊橋創造大学 (原価計算 [2], 工業簿記(上級)1[2]), 南山大学(工業簿記 I [2], 工業簿記Ⅱ [-]), 滋賀大学(原価計算論Ⅰ [2], 原 価計算論Ⅱ [2]), 京都大学(原価計算論 [-]), 同志 社大学(工業簿記Ⅰ-1[2], 工業簿記Ⅱ-1[2], 原 価計算論[2], 工業簿記「日商1級」-1[2], 原価 計算「日商1級」-1[2]), 京都学園大学(工業簿記 Ⅰ [2], 工業簿記Ⅱ [2], 原価計算論 [2]), 大阪府 立大学(原価計算 I [2], 原価計算 Ⅱ [2]), 大阪学 院大学(工業簿記[4],原価計算[4]),大阪経済法 科大学(工業簿記[4],工業簿記[4]),大阪産業大 学(工業簿記A[2],工業簿記B[2]),関西大学(工 業簿記[2], 工業簿記[2], 中級工業簿記[2]. 原価 計算論[2], 原価計算論演習1[2], 原価計算論演習 2 [2]), 追手門学院大学(原価計算論1 [2], 原価計 算論2 [2]). 大阪経済大学 (原価計算論 [4]. ビジネ ス特殊講義(原価計算 I) [2], ビジネス特殊講義(原 価管理Ⅱ)[2]),大阪国際大学(原価計算論[2]. 原 価管理論[2]), 大阪商業大学(工業簿記論[4], 工 業簿記論[4]. 原価計算論[4]). 近畿大学(原価計 算 [2], 原価計算 [2], 工業簿記 [2], 特殊講義 E (実践簿記Ⅲ) [2], 特殊講義B (初級簿記) [2]), 阪南大学(工業簿記1[2],工業簿記2[2],原価計 算[2]), 神戸大学(工業簿記[2], 原価計算(副: 原価計算システム) [2]), 兵庫県立大学(原価計算論 [4]), 甲南大学 (工業簿記 (A) [4], 工業簿記 (B) [4], 原価計算(後)[4], アカウンティング・プロ フェッション応用d(前)[2], APアカウンティング・ プロフェッション基礎c(後)[4], アカウンティング ・プロフェッション応用c(会計プロフェッション応用 a) (後) [2]), 神戸学院大学 (原価会計 I [2], 原価 会計Ⅱ [2], 応用簿記 [4], キャリア特別講義 (簿記 2級講座)[4]), 神戸国際大学(管理会計論[2]), 関 西学院大学(工業簿記[2],原価計算論[2]),帝塚 山大学(原価計算論 I [2], 原価計算論 [2]), 岡山 商科大学(原価計算論 Ⅰ [2], 原価計算論 Ⅱ [2], 工 業簿記Ⅰ [2], 工業簿記Ⅱ [2]), 尾道市立大学(簿 記原理2[2],原価計算論[2]),広島大学(特別講義(工 業簿記・原価計算)[2]), 広島経済大学(原価計算論 [2], 簿記2級a [4], 簿記2級検定演習 [4]), 広島修 道大学(工業簿記Ⅰ[2], 工業簿記Ⅱ[2], 原価計算 演習 I [2], 原価計算演習 II [2], 原価計算論 I [2], 原価計算論Ⅱ [2], 原価管理論Ⅰ [2], 原価管理論Ⅱ [2], 原価管理演習 I [2], 原価管理演習 II [2]), 福 山大学(原価計算論Ⅰ[2],原価計算論Ⅱ[2],工業 簿記[4]), 山口大学(工業簿記[2], 工業簿記特論 [4], 原価計算論1 [2], 原価計算論2 [2]), 四国大学 (原価計算論 I [2], 原価計算論 II [2]), 松山大学 (工 業会計論[4]), 北九州市立大学(工業簿記[2], 原 価計算論 I [2], 原価計算論 II [2]), 九州国際大学(原 価計算概論[2],原価計算論[2]),西南学院大学(工 業簿記論 I [2], 工業簿記論 II [2], 原価会計論 I [2], 原価会計論Ⅱ[2]. 工業簿記実習[2]). 久留米大学(工 業簿記論 I [2], 工業簿記論 II [2], 上級簿記 C [4], 上級簿記D[4], 原価計算論 I [2], 原価計算論 II [2], 中級簿記B[4]), 熊本学園大学(工業簿記[2], 発展 演習(会計専門職コース・コース)[4])

The Issues of Cost Accounting Education in Japanese Universities —Using Syllabus Data of Japanese Universities—

Noriaki Oku Ichiro Yokoyama

In this paper, we explore the current state of cost accounting education in Japanese universities. In addition, we discuss the issues based on our exploration. The practice of cost accounting in Japan is influenced by Cost Accounting Standard issued by Ministry of Finance Japan in 1962. Cost accounting education in Japan is also influenced by this standard strongly. On the other hand, many Japanese firms use new techniques of cost accounting (e.g. Activity Based Costing, Lifecycle Costing or Material Flow Cost Accounting). However, their techniques have not considered in this standard. Furthermore, this standard has not been changed. Under their circumstances, to understand the state of cost accounting education in Japanese universities is beneficial to develop new cost accounting education in the future.

We have focused on the syllabus of Japanese university as our exploration object. And we downloaded and obtained the syllabus data of 317 courses of 132 Japanese universities. We investigate five elements (course title, number of credit, content of the course, relation of accounting-related qualifications, textbook) based on our exploration. As the result, we can confirm that Cost Accounting Standard is essential components of Japanese cost accounting education and that cost accounting education is related to the accounting-related qualifications. Finally, we discuss about more efficient lecture method or system so that cost accounting is widely and steadily developed.

Key Words: Cost Accounting, Accounting Education, Cost Accounting Standard, Accountingrelated Qualification, Syllabus Data

業績評価における経営者調整

-----BSC による業績評価に焦点をあてて-----

奥 倫 陽

目 次

はじめに

- 1. BSCによる業績評価
 - 1.1 BSCのフレームワーク
 - 1.2 BSCを利用したマネジメント・プロセス
 - 1.3 BSCと報酬制度の関係
- 2. 経営者調整の必要性と方法
 - 2.1 経営者調整の必要性
 - 2.2 経営者調整の方法
- 3. 経営者調整の2つのタイプ
 - 3.1 特定の評価尺度による調整
 - 3.2 経営者加減点による調整
- 4. BSC 定着のための経営者調整 おわりに

はじめに

バランスト・スコアカード (balanced scorecard:以下, BSCとする) は, 戦略的業績評価システムとして,1992年にキャプラン(R. S. Kaplan) とノートン (D. P. Norton) によって紹介された (Kaplan and Norton, 1992)。それから20年余りが経過し、BSCという固有名詞が用いられないにしても、BSCのコンセプトは多くの企業で取り入れられ実践されてきた。BAIN&COMPANYの調査でも見られるように、今日でもBSCは企業で実践されるマネジメント・ツールとして、上位から第6位に位置づけられている (Rigby and Bilodeau, 2015)。わが国を代表する企業においてもBSCが導入され.

その導入によって組織業績が改善したという事例も数多く紹介されてきた。学界においても、 多くの管理会計研究者によって、BSCに関連し た研究が行われてきた。

他方、時間の経過とともに、わが国で率先してBSCを導入した企業の中には、必ずしも業績が芳しいとはいえない企業ばかりか、BSCを取りやめてしまった企業さえ見られるようになってきた。いまもなお、BSCは発展途上であり、組織の実態に合わせた継続的な改善が求められているといえる。

BSCの継続的な改善には、BSCの利用を組織の中に定着させる必要がある。また、戦略実現には、しばしば年単位の時間がかかることを考えると、組織が戦略実現という果実を享受するには相応の時間がかかると思われる。戦略実現の成果を享受するという観点からも、BSCの利用を定着させる必要がある。具体的に、BSCを定着させるためには、BSCに基づいた業績評価と組織成員の報酬」を連動させることが肝要である。報酬と連動させることによって、組織成員を組織業績の向上に向けて動機づけられると同時に、BSCの継続的な利用を組織成員に促すことができる。

しかし、組織業績と報酬をいかに連動させるかは、業績測定の困難性にみられるように、いまだに大きな議論となるテーマであり未解決の課題も多い。そこで、実務では、BSCによる業績評価の問題を是正する方法として、「BSCによる業績評価結果にトップマネジメントである

経営者2) が関与し、その経営者の主観的な評価 によって. 最終的な業績評価を行うという方 法 | (以下、経営者調整と呼称する)を採用し ている企業がある。BSC導入企業では、経営者 調整を通して、BSCによる業績評価の不完全性 を補うと同時にBSCの業績評価を強化してい る事例がある。理想的な業績評価システムの下 において、経営者が業績評価結果に変更を加え ることは、業績評価の効率性という観点からみ れば非効率である。経営者調整は、実務におけ るBSCの実践から生まれた業績評価方法であ り、これまで、経営者調整に着目した議論が十 分なされてきたとはいえない。そこで、本稿で は、BSCにおける経営者調整に焦点をあて、そ の具体的な事例を取り上げることで、BSC 定着 と継続的な改善のための経営者調整のあり方を 検討する。

以降,第1節では、BSCのフレームワークとマネジメント・プロセスを明らかにした上でBSCと報酬制度の関係について明らかにする。第2節では、経営者調整の必要性とその方法について述べる。第3節では、経営者調整に関連

する2つの事例を明らかにする。第4節では、 前節に基づいて、BSC定着のための経営者調整 について検討する。おわりに、本稿をまとめる。

1. BSCによる業績評価

本節では、第1に、BSCのフレームワークを明らかにする。第2に、BSCを利用したマネジメント・プロセスについて明らかにする。第3に、BSCと報酬制度の関係について明らかにする。

1.1 BSCのフレームワーク

BSCは、キャプランとノートンによって、 戦略的業績評価システムとして紹介された (Kaplan and Norton, 1992)。その後も、両氏に よってBSCの研究は進められ、研究成果は、5 冊の著書(Kaplan and Norton, 1996; 2001; 2004; 2006; 2008)にまとめられてきた。今日 では、BSCは、戦略的業績評価システムとして だけではなく、それを包括した戦略実現を支援 するマネジメント・システムへと拡張している。 具体的に、BSCのフレームワークは、図1で

戦略マップ	
プロセス:業務管理 テーマ:地上での折り返し	戦略目標
財務の 視点 収益増大 機体の減少	・収益性 [profitability] ・収益増大 ・機体の減少
顧客の より顧客を誘引	・より顧客を誘引し維 持する ・定刻のサービス ・最低価格
内部の 視点 地上での迅速 な折り返し	・地上での迅速な折り返し
学習と成長の 視点 戦略的職務 地上支援係員	・必要なスキルの開発
戦略的システム 係員の配置 地上係員の 方向づけ	・支援システムの開発・地上係員の戦略への方向づけ

BSC	
尺度	目標値
・市場価値 ・1座席当たりの収益 ・航空機のリース費用	- 毎年30% 増 - 毎年20% 増 - 毎年5% 増
・リピート顧客数 ・顧客数 ・FAA定時到着率 ・顧客のランキング	· 70% · 年率12%増 · 1位 · 1位
・地上滞在時間 ・定時出発	- 30分 - 90%
・戦略的ジョブ・レ ディネス[strategic job readiness] ・情報システムの利用 可能率	·1年目70% 3年目90% 5年目100% ·100%
・戦略意識 ・地上係員の自社株式 保有者の割合	• 100% • 100%

アクションプラン					
戦略的実施項目	予算				
・CRMシステムの実施 施 ・品質マネジメント ・顧客ロイヤル ティ・プログラム	• \$ XXX • \$ XXX • \$ XXX				
・サイクルタイムの 最適化	- \$XXX				
・地上係員の訓練	• \$XXX				
・係員向けのスケ ジュール管理システ ムの始動	• \$XXX				
ムの炉助 ・コミュニケーショ ン・プログラム ・従業員持ち株制度	• \$XXX				
・ 従来貝持ら株制度 総予算	\$XXXX				

Kaplan and Norton (2004) より引用.

図1 BSC のフレームワーク

示したように、戦略マップと狭義のBSC3)か ら構成される。戦略マップとは、戦略を記述 するためのフレームワークである (Kaplan and Norton, 2004)。 戦略マップには、組織の戦略 に関わる戦略目標が記述され. 戦略実現のため に組織成員が達成すべき具体的な目標が明示さ れる。また、戦略目標は、戦略テーマに従い戦 略目標間の因果関係4)が考慮された上で、財務 の視点, 顧客の視点, 内部プロセスの視点, 学 習と成長の視点という4つの視点にわたって記 述される。

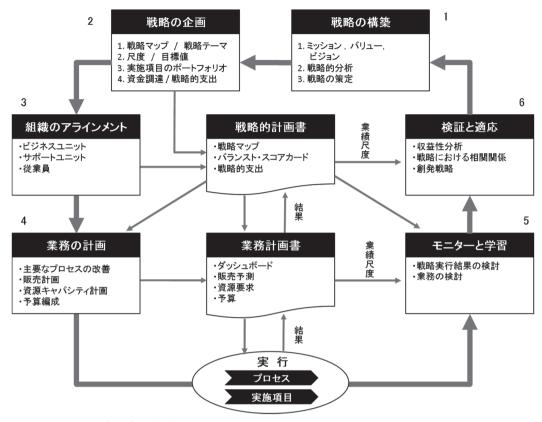
戦略テーマは, 戦略目標を戦略マップに記述 する際、戦略上決定的に重要なプロセスを識別 するために設定され、しばしば、4つのテーマ で構成される。すなわち、製品およびサービス を生産し提供することに関連した業務管理の戦 略テーマ、顧客価値向上に関連した顧客管理の 戦略テーマ、新製品や新サービスの創造に関連 したイノベーションの戦略テーマおよび地域社 会や環境保全活動に関連した規制と社会の戦略 テーマである。それぞれの戦略テーマに記述さ れた戦略の効果が現れるまでの時間は、一般に 異なる。業務の効率化によるコスト低減といっ た業務管理に関わる戦略は、新製品開発といっ たイノベーションに関わる戦略よりも, 短期間 に効果が現れるのに対し、イノベーションは、 より長期的な時間軸の中で現れる。また、業務 の効率化と試行錯誤が必要なイノベーションを 実現する活動は、相反する場合がある。戦略 テーマを考慮せずに、1つの戦略マップの中で 戦略目標間の因果関係を考えようとすると、複 雑な戦略マップとなり、逆に組織成員の戦略に 対する理解を困難にさせ、組織成員による戦略 実行を阻害する要因になりかねない。戦略テー マごとに1つの戦略マップを作成することに よって、戦略目標間の因果関係を考慮した戦略 マップの構築が容易になるというメリットを得 られる。

4つの視点において、財務の視点は、財務業 績に関する視点であり、利益といった戦略的な 活動の成果に関する戦略目標が記述される。顧 客の視点では、財務業績を向上させる、顧客満 足. 顧客維持や顧客との関係強化といった戦略 目標が記述される。また. 顧客セグメントに対 する価値提案 (value proposition) に関わる戦 略目標が記述される。内部プロセスの視点で は、顧客への価値提案を創造し提供するための ビジネス・プロセスに関わる戦略目標が記述さ れる。学習と成長の視点では、内部プロセスの 視点. 顧客の視点および財務の視点の戦略目標 の実現を支援するための従業員、情報技術や組 織文化などに関わる戦略目標が記述される。

戦略マップで戦略を可視化したとしても,戦 略目標を達成するように具体的な活動に落し込 まれ実行されなければ、戦略マップに記述され た戦略は、単なる絵餅に過ぎない。そこで、次 に戦略マップに記述されたそれぞれの戦略目 標の達成度合いを測定し管理するために狭義 のBSCが作成される。狭義のBSCでは、戦略 マップに記述された戦略目標に従って、その達 成度合いを評価するための評価尺度が設定され る。たとえば、財務の視点では、投資利益率、 残余利益や原価、顧客の視点では、顧客満足 度、顧客定着率、市場占有率、内部プロセスの 視点では、不良率、対応時間、新製品導入率、 学習と成長の視点では、従業員満足度、情報シ ステムの利用度といった評価尺度が用いられ る。さらに、評価尺度設定の後、戦略目標の達 成のための目標値が設定され、目標値と現状値 の差異を考慮した上で、目標値を達成するため の具体的な戦略的実施項目およびその実行を支 援するための予算などの経営資源を割り当てる。

1.2 BSC を利用したマネジメント・プロセス

前項で示したBSCのフレームワークは、戦 略実現へ向けた具体的なマネジメント・プロセ スを通して利用される。このマネジメント・プ ロセスに関し、Kaplan and Norton (2008) は、 図2のような循環型マネジメント・システム (closed-loop management system) を明らかに している。循環型マネジメント・システムでは、 BSCを中心に、戦略の策定から具体的な活動へ



Kaplan and Norton (2008) より引用.

図2 循環型マネジメント・システム

と落とし込み、その活動を実行し、そして、業績評価するというプロセスを包括的かつ統合的に管理することが意図されている。具体的に、循環型マネジメント・システムは、主要な6つのステージから構成される。

第1のステージは、戦略の構築を行うステージである。組織目的であるミッション、組織の行動を導く内部の羅針盤となるバリュー(value,もしくは、core value)、将来のビジョンによって、戦略の策定と実行のガイドラインを明らかにする。SWOT分析などの戦略的分析ツールを利用して戦略的課題を明らかにし、戦略を策定する。第2のステージは、戦略を企画するステージである。前項の戦略マップと狭義のBSCを作成し、戦略を可視化し、戦略を実現するための具体的な戦略的なアクションプラ

ンを明らかにする。第3のステージは、組織の アラインメント (alignment) を構築するステー ジである。アラインメントとは組織を戦略へ方 向づけることである。組織全体の戦略実現に向 けて、本社、事業部門および間接部門を連携さ せ、それらの組織に属する組織成員を動機づけ るステージである。第4のステージは、業務の 計画のステージである。このステージでは、業 務計画書5)を利用し、長期的な時間軸をもった 戦略的な活動と日常的な業務とを連携させるこ とを目的とする。具体的に、戦略を販売計画、 経営資源の配分、予算へ反映させることで、組 織成員の具体的な目標と活動へ落し込む。第 5のステージは、戦略実行を通じた業績をモニ ターし学習するステージである。戦略実行の実 績をモニターすることで業務を管理し、新たな 情報と学習にもとづく業務と戦略実行の改善を 支援する。第6のステージは、戦略の検証と適 応を検討するステージである。このステージで は、BSCの業績評価結果や経営環境の変化等の 新たな情報に基づいて、戦略仮説の妥当性を検 証し、経営環境の変化に合わせて戦略を更新 する。

BSCを中心とした循環型マネジメント・システムにおいて、ステージ1から6までのステージを繰り返し段階的に実行することにより、継続的な戦略実現を支援することができる。そのため、BSCに記述された戦略目標、評価尺度とその目標値、戦略的実施項目に対し、戦略の策定から実行、評価、修正にわたって、組織成員に注意を向けさせる仕組みとして、BSCを組織成員の報酬制度と連動させることが有効である。

1.3 BSC と報酬制度の関係

BSCが紹介された当初. 財務指標偏重の業 績評価に対する問題を是正するための手段と して、BSCの意義が論じられてきた (Kaplan and Norton, 1992)。財務指標偏重の業績評価に よって、組織成員が短期的な利益増大を志向 し、長期的な視点に立脚した投資を控えさせる 可能性を増大させ、結果として、持続的な企業 価値向上を阻害する懸念があったからである。 そのため、BSCのように財務指標だけでなく. 顧客の視点、内部プロセスの視点、学習と成長 の視点といった長期的な企業価値創造に貢献す る非財務指標を含めた業績評価に注目が集まっ た。たとえば、Kaplan and Norton (2001) で は、モービルNAM&R社の事例の中で、BSCと 報酬を連動させた事例を明らかにしている。ま た, 伊藤(和)(2007) は, モービルNAM&R社 の事例に加え、シャープとリコーにおけるBSC を利用した報酬制度の事例を検討している。

BSCと報酬制度に関する事例の多くは、BSC に記述された目標値に対する実績値の達成度合 いに応じた業績評価に基づき報酬が決定される 事例である。この業績評価方法による組織成員 の報酬は、BSCの4つの視点にわたって評価尺 度が設定され財務業績と非財務業績の重み付けが考慮されて決定される。他方,戦略目標は、しばしば、数年にわたって達成を目指すものもあるのに対し、報酬はしばしば単年度基準でその金額が決定されることになる。そのため、年度ごとの目標値を設定し、その目標値の達成度合いに基づいて業績評価され、報酬が決定される。

BSCの実例が蓄積されるとともに、BSCによる業績評価の具体的な手続きが明らかにされてきた。しかし、今日に至ってもなおBSCによる業績評価の問題は完全に解決されているわけではない。そのため、企業の中には、BSCによる業績評価の不完全性を補い、BSCに基づく業績評価を強化するために経営者調整を行っている事例がある。

2. 経営者調整の必要性と方法

本節では、まず、経営者調整に関連するBSC による業績評価上の課題を明らかにする。次 に、経営者調整の方法について述べる。

2.1 経営者調整の必要性

BSCによる業績評価の基本的な課題として, Kaplan and Norton (1996) は、評価尺度の設 定が正しくないリスクがある. 評価尺度のデー タが信頼できないリスクがある. 目標値の達成 が意図していなかった方法でしかも予期しな かった結果を導くリスクがあるとしている。戦 略マップに記述された戦略は仮説であって、戦 略マップに記述された戦略目標や評価尺度が正 しいとは限らない。たとえば、顧客満足度の指 標では、アンケート調査の方法次第で結果に違 いが生じる。また、業績評価指標の達成度合い によって、報酬が決定されるのであれば、組織 成員の創意工夫を促進し、期待以上の成果を生 み出す可能性があるものの, 逆に, 組織業績を 犠牲にしても個人の業績のために活動する可能 性も否定できない。

そのため、BSC導入企業では、報酬制度とし

て全面的にBSCを利用するのではなく、報酬の一部と連動させて利用している(Kaplan and Norton, 1996)。また、BSCを利用した業績評価では、組織成員の組織階層上の位置付けが考慮されて報酬が決定される。たとえば、戦略の策定や実行に大きな権限と責任を持つ事業会社や事業部門の上位に位置づけられる組織成員は、報酬の変動幅が大きく設定されるのに対し、戦略の実現に対する権限および責任が比較的小さい現場レベルの組織成員に対しては、報酬の変動幅が小さく設定される。

BSCによる業績評価において、その結果をどの程度、報酬に反映させるかは、組織によって異なっている。業績評価に課題があるからといって、BSCを利用した業績評価結果が報酬に反映されなければ、BSCの定着や戦略実現が阻害される可能性が生じる。反対に、BSCによる業績評価結果が報酬に大きく影響しすぎると、前述の業績評価の基本的な課題による弊害が大きくなる。BSCを報酬決定のための業績評価で利用する場合、業績評価の課題の中でBSCの定着や利用をいかに促進すべきかというジレンマの中で連動させなければならない。

他方、BSCにおける業績評価の課題を是正す る取り組みとして、組織成員と事前に合意形成 を図り、事後の業績評価結果に対する責任感と 納得感を高めるという方法がある。櫻井(2002) によれば、全日空システム企画社では、全社 BSC. 各部門BSCの達成度合いや難易度を計画 設定時に全社員にオープンにして、問題の所在 を明らかにし、経営会議を通じて適当な指標の 検討を行ったという事例を明らかにしている。 しかし、現実的に、BSCには、戦略実行の状態 や成果の中には組織成員の努力と関係のない管 理不能な結果が含まれている(奥, 2011)。事 前にBSCの業績評価に対して合意形成を行っ たとしても、業績評価の対象となる組織成員が 努力したと認識し、さらに、戦略実行の成果の 中に管理不能で自らの業績にとって負の成果が 含まれていると組織成員が認識した場合、組織 成員のモチベーションの低下につながる。反対

に、自らの努力とは関係のないところで好業績が生み出されてしまった場合、そうでない組織成員との間に不公平感が醸成されることになる。また、BSCによる業績評価に対して事前に合意がなされていても、組織成員の努力では十分な業績評価結果が得られそうにないと認識した時点で、業績を改善しようというモチベーションが失われる可能性がある。

したがって、事前には想定されていなかったが、組織成員が事後的に企業価値に貢献する優れた成果を生みだしたのであれば、それを最終的な業績評価に加味する仕組みも必要となると考えられる。そして、企業価値を毀損することが組織成員によって引き起こされたならば、その結果に対してマイナスの評価を科す仕組みも用意することも有効であろう。また、経営者にとっても、様々な組織成員の活動を事後的に確認する機会は、既存戦略を見直し修正する必要性を認識する有益な機会となり、結果として、継続的な戦略実現に貢献すると考えられることからも、経営者調整を行う意義があるといえる。

2.2 経営者調整の方法

経営者調整は、調整する前のBSCの業績評価結果を考慮した上で、経営者の主観的な評価に基づいて最終的な業績評価を行う。経営者調整が主観的な評価となるのは、事前に想定されていなかった事象を評価するものであり、その事象に対して組織成員間で事前に合意形成がなされているわけではないため、少なくとも組織成員から見れば、客観的な評価であるとはいえない。また、経営者調整の際、参考にされるデータが客観的なデータであったとしても、業績評価結果を調整するに値する事象かの判断は、経営者の意向に依存するため、経営者調整は経営者の主観的な評価と考えることができる。

業績評価では、一般に、客観性が重んじられてきた。主観的な評価が組織成員間に不公平を生み出す主な原因とされたからである。しかし、主観的な評価には短所もあるが、長所もある。梶原(2004)は、表1のように、主観的な

業績評価に関し長所と短所をまとめている。

梶原(2004)によれば、主観的な業績評価の 短所に関し、評価者の主観的な判断には、しば しば様々なバイアスの影響を受ける。評価され る側に対して何らフィードバックが提供されな い場合が多い。人は成功した場合には自らの努 力のためであると考えるのに対して、失敗した 場合には、不運、職務の困難性や環境のためで あると考える傾向が強いため、業績を低く評価 された従業員が言い訳をするようになる。評価 対象がどのような状況でどのような努力を行っ ているのかに関する情報が必要とされ、こうし た情報を獲得するために、評価者は多大な労力 が必要になるといった問題点があるという。反 対に、主観的な業績評価の長所として、 定量的 業績指標に含まれる管理不能要因による歪みを ある程度排除することができる。また、事前に 明示化することも事後的に測定することも難し い革新的な行動に対する貢献や努力についても 認識することを可能にすることができるため. 従業員の創造的な活動. 新しい知識の実験. 情 報共有を積極的に行うことになる。主観的な業 績評価を通じて、結果ではなく貢献に対して報 酬を提供することによって、組織内部での情報 共有, 上司と部下との相互作用, 組織学習が促 進され、環境の変化への適応活動を促進すると 指摘している。

主観的な業績評価に関し、Kaplan and Norton

(1996) は、BSCを利用する過程の中で、客観 的な業績評価と主観的な業績評価のバランスを 図っていくべきであると指摘している。しか し、活動前に業績評価方法に関し評価者と組織 成員が合意形成することによって、業績評価結 果に対する納得感を高める必要性は論じられ ているが、経営者調整のように経営者によっ て事後的に行われる主観的な業績評価につい て、明確に言及され検討されているわけではな い。BSCにおいて、どのように経営者調整を行 えば良いのか。事例に基づけば、大きく2つの タイプに分けることができる。1つは、BSCの 中に経営者が主観的な評価を行う評価尺度を事 前に定めておき、その評価尺度に対してのみ経 営者が主観的な評価をして、最終的な業績評価 結果とする方法である。この場合、経営者が業 績評価に関与できるのは、事前に設定された評 価尺度のみに影響を与えることになる。いま1 つは、BSCの業績評価結果を得点化し、経営者 がその得点に主観的な評価を行って加減点をす るという方法である。この場合、経営者はBSC 作成時に事前設定された評価尺度に依存するこ となく、最終的な業績評価結果に影響を与える ことができる。実際、リコーでは、業績評価を 行う際、BSCによる業績評価結果に対して、経 営者が加減点をして最終的な業績評価を行って いる (伊藤(嘉)他, 2000)。次節では、2つの タイプの具体的な事例を明らかにする。

表 1 主観的業績評価の長所と短所

長所	短所
・定量的業績指標の歪みを矯正する	・バイアスを受けやすい
・報酬決定に伴うリスクを軽減する	・フィードバックを提供しない
・業績評価に柔軟性を付与する	・不公平感を与える
・革新行動を促進する	・「いいわけ文化」を醸成する
・挑戦を促す	・評価者の負担が大きい
・情報共有による組織学習を促進する	
・相互作用を促進する	
・環境適応を促進する	

梶原 (2004) より引用.

3. 経営者調整の2つのタイプ

本節では、BSCを利用した経営者調整に関する方法について、具体的な事例を取り上げる。第1に、特定の評価尺度に対して、経営者が主観的な評価を行っている事例として、シティコープの事例を取り上げる。第2に、BSCの業績評価結果に対して、経営者が加減点をして最終的な業績評価結果にするリコーの事例を取り上げる。

3.1 特定の評価尺度による調整

経営者がBSCに記述されている特定の評価尺度に関与して業績評価結果を調整する事例として、シティコープの事例を取り上げる(Simons and Davila, 1997; Kaplan and Norton, 2001)。米国で銀行業を営み複数の支店を持つシティコープでは、BSCとして、6つの側面で

尺度を構築している。6つの側面とは、すなわち、1. 財務業績、2. 顧客/フランチャイズとの関係、3. 戦略の実行、4. リスク管理、5. 従業員、6. コミュニティである。それぞれの側面の具体的な指標の説明をまとめると表2の通りとなる。シティコープでは、顧客満足度指数を測定するために、電話や過去に支店に来店した顧客からインタビュー調査を行い、その顧客満足度の指標は各支店共通の目標として設定された。

業績評価における6つの側面は、それぞれ別々に行われ、総合した結果が、3つのランクに分類される。3つのランクとは、標準以下(悪い)、標準的(普通)、標準以上(良い)である。各支店長の賞与は、スコアカードと連動しており、総合評価が、標準以下であれば賞与は全くもらえない。標準的な業績の場合は、基本給の15%から20%の賞与を手にすることができる。業績の標準が標準以上であれば、最高の

表2 シティコープのスコアカード

1.財務業績	売上高(対目標値)、部門利益(対目標値)
2.顧客/フランチャ	顧客満足度指数、不良・事故などを防止するためのシックス・シ
イズとの関係	グマ(6σ)アプローチの導入、新製品開発、配送プロセスなどの
	改善。
3.戦略の実行	重要な事業領域の売上高と営業費用の比率を2:1の水準に維持
	すること。
4.リスク管理	銀行業務を行っている支店は、ボーナス獲得のためには5点評価
	(内部監査指数) で最低4点をとらなければならない。
5.従業員	各ビジネス・ユニットを監督する役員たちによる主観的な評価。 各部門の管理者が、従業員の教育、従業員とのコミュニケーションにつとめ、部門内の研修プログラムを整備し、部下の模範となるべき行動をとることに対してどれだけ前向きに努力しているかにもとづいて評価する。従業員満足度指数もこの評価を行う場合には、参考資料として考慮される。
6.コミュニティ	これも 5.と同様に各事業部門を監督する役員たちによる主観的な 評価。各経営管理者の倫理性、地域社会、業界団体との関係構築 といった視点で評価される。

Kaplan and Norton(2001)より引用.

30%の賞与が支払われるという仕組みになって いる。また、6つの側面のうち、1つでも標準 以下をとってしまうと、ビジネス・ユニットの 総合評価では標準以上をとることができない。

シティコープでは、経営者による主観的な業 績評価を表2の中の5. 従業員. 6. コミュニ ティの側面で行うことになる。しかし、経営者 による主観的な評価といっても、5. 従業員の 従業員満足度指数のように、評価の際の参考資 料が用意されており、経営者は従業員に関する 情報が全くない中で業績評価を行うものでもな い。しかし、5. 従業員および6. コミュニティ の側面の業績評価では、経営者の評価によって 評価対象者の業績が操作可能であるという点は 完全に否定できない。

3.2 経営者加減点による調整

BSC による業績評価結果に対して、経営者が 調整をして最終的な業績評価を行うケースとし て、リコーの事例を取り上げる(伊藤(嘉)他、 2000: 伊藤(和), 2007⁶⁾)。リコーでは、財務 の視点, 顧客の視点, 社内プロセスの視点, 学 習と成長の視点、環境の視点という5つの視点 からなるBSCを構築している。図3で示したよ

うに、財務業績と非財務業績に大別した上で、 それぞれの指標間のウエイト付けを行って事業 部や部門ごとの業績評価を行っている。また. 財務の視点に全社共通の指標を置いているもの の. 事業部や部門ごとに独自の業績評価指標を 設定できる。各業績指標は、目標値に対する 目標達成率で評価され、どの指標も100%以上 を達成すれば、100点と評価される。また、達 成率に応じて得点が低くなる。目標が90%未 満となれば、その指標の得点は0点となる。次 に、各指標のウエイトと得点を掛け合わせ評価 点を算出する。評価点を合計して、5つの視点 の合計点を求める。合計点を求めた後、その合 計点に対し経営者が加減点を行い、総評価点を 算出する。この総評価点に基づいて、各部門の 賞与が決定される仕組みとなっている。

経営者によるトップ加減点は、業績検討会 議で議論され、あらかじめルールを定めた上 で±10点の範囲内で行うことができる。この 経営者調整は、実際に業績を達成したり、企業 価値に影響を及ぼしたり、結果はまだ顕在化し ていなくてもプロセスの革新があったときに与 えられる。業績に関しては、大幅な業績の達成 もしくは自部門や他部門へ悪影響を与えたとき

		①ウエイト		評価指導			②得点(基準点)		事例	: 〇〇事業	(本部
		(U) 11 F		a于1四7日4字		100%	~95%以上	~90%以上	90%未満	ウエイト	得点	評価点
				連結FC/F	達成率	100点	90点	50点	0点	30%	100点	30点
			全社指定	連結ROA	達成率	100点	90点	50点	0点	20%	100点	20点
I	財務	10%~70%		売上高	達成率	100点	90点	50点	0点	10%	90点	9点
1	H11375	10% - 10%	170		原則目標	100点	90点	50点	0点			
	独自	独自指定		達成率	100点	90点	50点	0点				
					100点	90点	50点	0点				
				1)顧客	原則目標	100点	90点	50点	0点	15%	100点	15点
п	非財務	90%~30%	独白华宁	2)社内プロセス	達成率					15%	50点	7.5点
111	(4視点)	90% - 90%	2001110	3)学習成長						5%	90点	4.5点
				4)環境保全						5%	0点	0点
,,,	5 視点計	100%				100点	90点	50点	0点	100%		86点
III	トップ 加減点		另	途基準あり		+10点~-	10点				+ 5点	+ 5点
ń	総評価点											91点

伊藤(嘉)他(2000)より引用.

図3 リコーの戦略的目標管理制度

である。企業価値への影響に関しては、技術や特許を取得したり、シェアが大幅に改善した場合と、品質上やコンプライアンス上の問題による悪影響の場合である。プロセスの革新に関しては、社内やグループ内で過去にない取り組みを行ったり、大幅な目標未達であった場合である。リコーでは、この経営者によるトップ加減点を利用することによって、定量的な評価だけでなく、定性的な評価を加味して報酬に結びつけるという考え方をとっている。

4. BSC定着のための経営者調整

前節では、経営者調整に関し、シティコープとリコーの事例を取り上げた。シティコープでは、経営者による主観的な評価をBSCにおける特定の評価尺度で行って業績評価結果を調整する事例である。それに対して、リコーでは、5視点の合計点に経営者による加減点を行って最終的な業績評価を行っている事例である。本節では、組織にBSCを定着させるためには、これら2つのタイプの経営者調整をどのように利用すべきか。経営者調整をすることによって生じるリスクにどのように備えるべきか。そして、2つの経営者調整の長所と短所について明らかにすることで、BSC定着のための経営者調整のあり方を検討する。

Simons (1995) が指摘しているように、主観的な評価の前提には、経営者と従業員の信頼関係があってはじめて成り立つ。これは、主観的な評価となる経営者調整においても同様であろう。経営者は自らが行う評価に関し組織成員に対するアカウンタビリティを果たすべきであり、そのためには、組織成員がいるオープンな場で行なうべきである。この点において、シティコープのように主観的な評価とはいえ判断材料のためのしっかりとした情報収集を行うこと、リコーのように経営者によるトップ加減点が業績検討会議の中で議論されていることは、最終的に経営者の主観的な評価が行われるとして

も、組織成員間の信頼関係を構築する上で有効 な手段であると考えられる。

反対に. 経営者調整において信頼関係を損な う場合はどのような場合が考えられるか。特定 の評価尺度において経営者調整を行う場合にお いて、経営者自らが評価を行えるのは、特定の 評価尺度のみとなる。BSCが作成された時点で、 組織成員も経営者が評価をする具体的な評価尺 度を事前に理解でき、その評価に備えて事前に 準備ができるため、経営者が何を評価している か分からない状態で経営者から主観的な評価を 下されるよりも、組織成員の経営者調整に対す る納得感は、比較的、得られやすいと考えられ る。しかし、組織成員の努力や優れた成果が、 経営者調整の対象となる評価尺度に現れないと ころで行われた場合は、それを評価することが できない。反対に、組織成員の怠慢や組織に悪 影響を及ぼす影響に対しても、それに対してマ イナスの評価をすることもできないという課題 が生じる。

経営者加減点による経営者調整において、BSCの作成以後に発生した未知の事象によって生じた業績に対して経営者は評価することができる。しかし、特定の評価尺度による経営者調整よりも経営者の裁量の大きい経営者加減点による経営者調整では、最終的な業績評価結果が大きく変わってしまう場合、その結果に対して、組織間や組織成員間に不公平感を生み出す可能性がある。たとえば、図4で示したような場合である。

仮に、A事業部では、BSCによる業績評価結果が70点で、B事業部が60点であるとする。しかし、経営者によってA事業部では10点、B事業部では40点、それぞれ加点されたとすると、総得点は、A事業部では80点、B事業部では100点となる。BSCによる得点が60点にもかかわらず経営者の加点によっては、A事業部を逆転しまう。A事業部の組織成員がB事業部の経営者加点に納得すれば、問題は起こらないが、そうでなければ、経営者がB事業部の組織評価を調整することによって、A事業部の組織

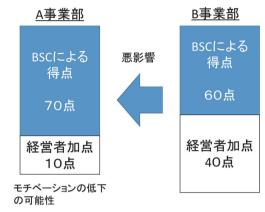


図 4 経営者加減点による経営者調整の影響

成員のモチベーションが低下する可能性がある。逆に、B事業部の組織成員のモチベーションの向上につながる可能性がある。不公平感を解消するための経営者調整という手段によって、逆に不公平感を高める皮肉な結果になる可能性が生じる。

他方、シティコープは、銀行業ということも あって企業内の組織の業種・業態が比較的同質 であるという特徴がある。それに対して、リ コーの特徴は、個々の事業組織によって競争環 境が大きく異なるという特徴がある。シティ コープでは, 支店ごとに地域間格差はあるが部 門(支店)間の業績評価は行いやすいと考えら れる。主観的な評価指標であっても、どの支店 も同様の指標を用い、かつ支店の環境を同一と 仮定すれば、 支店間の業績の順位づけが行いや すくなる。それに対して、リコーでは、事業部 間の競争環境が大きく異なり、評価指標も組織 によって異なるため組織間の業績の比較は、業 種・業態が同質的な部門とで比較することは容 易ではないと推察される。結果的に、複数の事 業を抱え、その事業が異なる競争環境下にある ような企業において、BSCを定着させるために 経営者加減点による経営者調整の利用に対する 組織内の圧力が高まると考えられる。

特定の評価尺度による経営者調整と経営者加減点による経営者調整には、それぞれ、長所と 短所がある。そして、2つのタイプの経営者調 整には、互いに長所と短所を相互に補助する部分がある。したがって、2つのタイプの経営者調整を同時に行うという方法も考えらえる。しかし、経営者が組織成員の業績評価に関与しすぎることによって、経営者の意向に沿わないが、イノベーションの種となる組織成員の創意工夫を阻害する可能性が高まると同時に、経営者が業績評価に費やす相応のエネルギーが必要となってくる。BSCの定着のためには、BSCによる客観的な評価と主観的な評価である特定の評価尺度による経営者調整と経営者加減点による経営者調整間のバランスを構築する必要があると考えられる。

おわりに

本稿では、BSCを利用した経営者調整の必要性とその方法について検討した。企業にBSCを定着させるためには、BSCによる業績評価と報酬制度を連動させることが有効である。しかし、BSCと報酬制度を首尾よく連動させることは容易ではなく、その問題は解決されていない。

BSCによる業績評価では、財務尺度だけではなく非財務尺度も含んだ複数の尺度を用いる。BSCの利用は、財務尺度を用いた業績評価によって短期志向な活動から、より長期的で戦略に基づいた組織成員の行動へ変えることが期待できる。しかし、客観性、信頼性、検証可能性という面で優れた財務尺度と比較して、非財務尺度は、しばしば、その測定が困難である。そのため、BSCのよる業績評価の不完全性を補うために、経営者調整を行う必要があることを明らかにした。また、経営者調整による経営者の関与は、既存戦略の修正の必要性を検討する機会を提供し、結果的に継続的な戦略実現にも貢献すると述べた。

経営者調整の具体的な方法として,2つのタイプを取り上げた。特定の評価尺度による経営者調整では、シティコープを,経営者加減点による経営者調整では、リコーの事例を取り上げた。2つのタイプの経営者調整には長所と短所

があることを明らかにし、相互に補助する部分 もあることを指摘した。また、事業環境が大き く異なる組織を持つ企業は、経営者加減点によ る経営者調整の利用に対する組織内の圧力が高 まることを指摘した。

今後の検討すべき課題として、BSC導入企業において、事業環境が異なる複数の組織を抱えている中で経営者調整を含めBSCによる業績評価を首尾よく行っているベスト・プラクティス企業を探索し、BSCと報酬制度が上手く連動しているか、その実態を調査する必要があると考えられる。また、本稿では、経営者調整を行っている事例を前提に業績評価を検討した。

注

- 1) 本稿における報酬とは、賞与、昇給、そして、昇格など処遇変更による報酬増減も含意している。また、支給方法は、現金支給だけでなくストックオプションのような株式に基づく支給も含意している。
- 2) 経営者とは組織全体の戦略の策定と実行による成果に対し、最終的な責任を負う立場にある組織成員を意味している.
- 3) 戦略的業績評価システムとしてBSCが紹介された当初は、戦略マップは紹介されていなかった。その後、戦略マップの役割が強調されるようになり、Kaplan and Norton (2004)で、戦略マップに焦点をあてた著書が上梓されるに至った。今日、BSCを利用する場合において戦略マップの作成は一般に行なわれている。戦略実現を支援するマネジメント・システムとしてBSCを捉えた場合には、戦略マップも含めて捉えられるべきであると思われる。そこで、マネジメント・システム全体のBSCと区別するために、戦略的業績評価システムの役割に焦点を当てたBSCを、本稿で

参考文献

- 伊藤和憲 (2007): 『ケーススタディ 戦略の管理 会計——新たなマネジメント・システムの構 築』中央経済社, pp. 35-52.
- 伊藤嘉博・清水 孝・長谷川惠一 (2000): 『バランスト・スコアカード 理論と導入』 ダイヤモンド社, pp. 88-93.
- 奥 倫陽(2011): 「マネジメント・システムによ

しかし、ストックオプションにみられるように 報酬支給方法も多様化している。このような多 様化が経営者調整にどのように影響するのかも 今後の課題として最後に指摘しておきたい。

付 記

本稿は2名の匿名の先生方から査読いただき、非常に丁寧かつ貴重なご意見を賜りました。また、本研究は平成27年度東京国際大学教員海外研修員として派遣された研究成果であり、JSPS科研費 26870538の助成を受けたものです。ここに記して感謝申し上げます。

は狭義のBSCと呼称している.

- 4) 因果関係とは、ある戦略目標が達成もしくは 改善することによって、他の戦略目標が達成 もしくは改善するという戦略仮説に基づいて 考えられた因果関係を意味している。戦略 マップに記述された戦略は仮説であり、確実 にそれを実現できるという保証はない。した がって、ここでの戦略目標間の因果関係は、 統計的や客観的に実証されたものを意味して いるのではない。
- 5) 業務計画書は、日常的な業務管理を管理する ために作成される。たとえば、ダッシュボード(現場レベルの経営管理のために複数の経 営指標を集めたもの)、販売予測、必要な経 営資源、予算などを記述したものである。
- 6) リコーの事例の他に、櫻井(2008) によれば、 資生堂の事業業績評価制度の中のトップ加減 点では、達成が困難と思われる課題への取り 組みを行っている事業所や、震災の影響、環 境破壊など、特別な事象を対象に評価してい るという。

る戦略修正への影響」『ビジネス・マネジメント研究』日本ビジネス・マネジメント学会, Vol. 9, pp. 37-47.

Rigby, D. and Bilodeau, B. (2015): Management Tools & Trends 2015, BAIN & COMPANY.
< http://www.bain.com/Images/BAIN_BRIEF_
Management_Tools_2015.pdf > 2016 年 7 月 15

日参照.

- 梶原武久 (2004):「日本企業における主観的業績 評価の役割と性質」『管理会計学』日本管理 会計学会, Vol. 13, No. 1-2, pp. 83-94.
- Kaplan, R. S., Norton, D. P. (1992): "The Balanced Scorecard—Measures that Drive Performance," *Harvard Business Review*, Jan.-Feb, pp. 71-79. (本田桂子訳 (1992):「新しい経営指標" バランスド・スコアカード"」『Diamondハーバードビジネス』5月号, pp. 81-90.)
- ----, ---- (1996): The Balanced Scorecard: Translating Strategy into Action, Harvard Business School Press, pp. 43-44, 217-222. (吉川武男訳(1997): 『バランス・スコアカード〜新しい経営指標による企業変革〜』生産性出版)
- (2001): The Strategy-focused organization, Harvard Business School Press, pp. 1-27, 264-265. (櫻井通晴監訳 (2001): 『戦略バランスト・スコアカード』 東洋経済新報社.)
- , (2004): Strategy Maps: converting intangible assets into tangible outcomes, Harvard Business School Press, p. 54. (櫻井通晴・伊藤和憲・長谷川惠一監訳 (2005): 『戦略マップ――バランスト・スコアカードの新・戦略実行フレームワーク』ランダムハウス講

談社.)

- (2006): Alignment, Harvard Business School Press. (櫻井通晴・伊藤和憲監訳 (2007), 『BSCによるシナジー戦略――組織のアラインメントに向けて』ランダムハウス講談社.)
- Simons, R. (1995): Levers of control: How managers use innovative control systems to drive strategic renewal, Harvard Business School Press, pp. 59-90. (中村元一・黒田哲彦・浦島史恵訳(1998): 『ハーバード流「21世紀経営」4つのコントロール・レバー』産能大学出版部.)
- Simons R., Davila, A. (1997): Citibank: Performance Evaluation, Harvard Business School Publishing, 9–198–048.
- 櫻井通晴 (2002):『企業価値を創造する3つのツール EVA・ABC・BSC』中央経済社、pp. 197-210.
- 櫻井通晴(2008): 『バランスト・スコアカード(改 訂版) ――理論とケース・スタディ――』同 文舘出版.

Adjusting Performance Results by Top Management —Performance Evaluation Using BSC—

Noriaki Oku

The author discusses about issues of the performance evaluation using balanced scorecard (BSC). To infiltrate BSC into the existing organization, top management is necessary to work with BSC and performance evaluation related to incentive system. When top management uses BSC including non-financial indicators, they often evaluate subjective performance results. However, a method for subjective performance evaluation has not been established yet. There are some problems in the method. In some Japanese companies, to avoid their problems, there are some cases that top management formally adjusts performance results by BSC in order to make up for BSC's disadvantages. The author classifies the method that top management adjusts performance results and discusses about their advantages and disadvantages.

Key Word: Performance Evaluation, Balanced Scorecard, Adjusting Performance Results, Non-Financial Indicator, Incentive System

消費者行為論へ向けて

----いかにして行為は為されるのか-----

久 米 勉

目 次

はじめに

- 1. 因果法則性と合理性
 - 1.1 機能主義
 - 1.2 合理性
- 2. 心的なものの非法則性
 - 2.1 行為の理由と行為の原因
 - 2.2 心的なものの非法則性
 - 2.3 行為の予測
 - 2.4 非法則論的一元論
- 3. 心的因果
 - 3.1 伝統的な因果性の理論
 - 3.2 心的因果
- 4. 自由意志
 - 4.1 選択可能性
 - 4.2 行為者性
 - 4.3 飛躍の存在
 - 4.4 自由意志に基づく選択と行為
- 5. 自我
 - 5.1 ワーキングメモリ
 - 5.2 自我の生物学的基盤
- 6. 非決定論的世界 おわりに

はじめに

消費者行動研究の現状について、阿部(2013) は次のように述べる。「われわれはまだ消費者 行動についての統一的な知識体系を構築してい るわけではない。おびただしい数の新しい研究 がなされていることは好ましいことであるが、 それらはより細分化された、より断片的な知識の追加という色彩を帯びている。消費者行動の一貫した説明、そしてそうした説明に基づく高い精度の予測を可能にする理論構築の努力は遅れたままになっている」(13頁)。

今日の消費者行動研究の主流とされる消費 者情報処理論のベースは、認知心理学である。 Gardner (1985) は. 『認知革命』の中で. 認知 心理学の発展を振り返りつつ、次のような厳し い現状認識を述べる。「人工的な条件下でなさ れた実験それ自体になにも誤りはない(物理学 の例を見よ)が、実験条件をほんの少し変えた り、もっと複雑な現象に適用したり、あるいは 実験室から一歩外に出ると、たちまち結果がく ずれてしまうという面倒なことが起こる | (邦 訳131頁)。そして逆説的なことに、行動主義 の伝統を引き継ぐ洗練された実験的方法によっ て.「いったん興味深い現象が心理学の文献の 中で紹介されると、多数の実験家がその実験の 弱点を明らかにしようと、彼らの注意——と方 法論的熱意――を注ぐ。そして結局は、ほとん どの実験がその限界を暴露することになる(そ して最後はあきらめることになる)。これらの 傾向があいまって心理学を期待されたほど進歩 させなかったし、今日でも、真に蓄積できる学 問ではなく、印象的ではあるがそれぞれが孤立 した知見から構成された科学にしている」(邦 訳131頁)。

両者ともに、現在の理論が、寄せ集めの孤立した知見・知識であること、現実の世界で

は精度の高い予測ができないことを指摘する。Gardner (1985) によれば、認知革命と呼ばれた新しい知的潮流は、1950年代に始まる。それから半世紀以上経過した今日でも、こうした知的状況に置かれていることは、消費者行動研究者にとっては気の重たくなる事実である。

しかし、この事実の中にこそ、実は、消費者 行動研究の新しい理論的出発点があるのではないだろうか。素朴に考えてみれば、人間には、 自由意志があるのだから、人間の選択や行為 を、心理法則によって、説明したり、予測した りはできないのではないだろうか。あるいは、 心理的諸要因が、選択や行為を引き起こすとい う決定論的な方法論が誤っているのではないだ ろうか。

こうした問題意識から、本研究では、消費者情報処理論を念頭に、その哲学的あるいは方法論的基盤に批判的検討を加えていくことにしたい。ここで取り上げる方法論は、科学哲学ではなく、心の哲学や行為の哲学であり、現代の神経生物学の知見を触媒として、生物学、哲学、心理学が融合しつつある知的潮流である。

消費者情報処理論は、認知科学あるいは認知心理学を核としているので、心の哲学の中では、機能主義という立場に属する。機能主義は、心的状態を脳状態が実現する機能として捉える。この心的な機能が、互いに因果的に作用しながら、身体的運動を含む行為を引き起こし、外界に作用する。こうして、心的なものが、外的世界に物理的現象を引き起こすのであれば、たとえ観察不可能であっても、その実在を疑うことはできない。現代の消費者行動研究が、心の問題を真正面から取り組めるようになったのは、この機能主義という方法論的革新があったためである。

この方法論的な革新において、心的なものを 実在とみなすために、心的なものは、因果法 則、普遍的法則に従うものとなった。ところ が、これを「いかにして行為は為されるのか」 という行為論としてみると、とても窮屈で偏狭 な人間観となる。行為は、因果法則的に、決定 論的に引き起こされるので、人間の理性や自由 意志を働かせる余地がなくなるからである。本 研究で切り込んでいくのはこの問題である。心 的実在を手にするための代償はとてつもなく大 きかったのである。

機能主義心理学(消費者情報処理論を含む) の方法論では. 心的なものは因果法則に従う。 しかしながら、阿部(2013)は、消費者行動論 にとってどのような科学観が望ましいのかを問 いながら、次のように述べる。「普遍的法則を 前提に展開されるポパーの多くの議論は消費者 行動論とは距離を感ぜずにはおれない。消費者 行動論には普遍的法則と呼べるものは見当たら ないからである。消費者行動論に含まれる理論 はほとんど全てが統計的な法則を内容としたも のである。……私たちの有する法則の多くは、 確率の大きさを問わない『~する傾向がある』 といった傾向法則 (tendency law) と呼ばれる ものである。もし消費者行動研究者が科学哲学 としてポパーの説くところの普遍的法則に関す る部分に傾倒してしまったならば、足許を見た ときに自己否定にも繋がってしまいかねないの である | (73頁)。

ところが、逆に、普遍的法則を否定すれば、消費者情報処理論が依拠する方法論を否定してしまう。機能主義では、心的なものは因果法則に従うからである。それにもかかわらず、実際の消費者行動研究では、心理的要因間に、ある程度の傾向を見出すことしかできていない。方法論的視点から、現代の消費者行動研究を眺めると、こうした矛盾を抱えていることがわかる。これは、消費者行動研究の方法論上の危機と言っても過言ではないだろう。

消費者情報処理論に立脚する研究者は、機能主義を信奉しているわけではないと言うかもしれない。しかし、心的なものを語る際に、機能主義を一歩でも離れようとすると、たちまち方法論的難問に直面することになる。本研究は、その困難を1つずつ乗り越えていく試みである。この試みの最終目標は、自我が自由意志に基づいて行為を為すという行為論を導くことで

ある。

さて、紙幅が限られた中で、法則性、合理性、行為、因果、自由意志、自我といった中核的な概念を扱うので、網羅的なレビューは不可能である。しかし、これらの概念は相互に密接に関連しているので、別々に論じることもできない。そこで「いかにして行為は為されるのか」という行為論を軸に、主要な論点を串刺しにして論じていくことにする。

1. 因果法則性と合理性

まずは、機能主義が、心的なものをどのよう に捉えるのかについて概説し、法則性と合理性 の関係について論じる。

1.1 機能主義

機能主義に関する初期の哲学的研究には. Armstrong (1968). Putnam (1967). Lewis (1972; 1980)、Block (1978) などがあげられる。機 能主義では、各タイプの心的状態や心的作用 を,刺激や行為,あるいは他の心的状態や作 用との因果的役割によって識別する。例えば、 Armstrong (1968) は、「人間は物理的刺激に よって持続的に作用されている対象である。こ れらの刺激は彼に行動, すなわち物理的反応を 引き起こす。刺激と反応の因果連鎖の間に、心 が入り込む。心は刺激に対する我々の反応を因 果的に媒介するものである|(邦訳98頁)とし ている。また、その因果連鎖の中には、「行動 に対する因果関係のみならず、他の心的状態に 対する因果関係も含んでいる | (邦訳105頁)。 それゆえ、刺激と反応の間は、いくつかの心的 状態が相互に連関しあう因果的継起によって媒 介される。そして、その「継起が因果的だとす れば、その継起は何らかの法則に支配されてい る」(邦訳106頁) と考えるのである。

そのため、機能主義心理学(消費者情報処理論)では、各タイプの心的状態・作用の因果的役割を識別し、種々の因果関係を成立させる心理法則を発見することが、研究プログラムの根

幹となる。心理法則には、心理的要因同士を関連付ける心理・心理法則(例:対象への好意的な態度が購買意図を高める)と心理的要因と物理的要因を関連付ける心理・物理法則がある。この心理・物理法則は、さらに、物理的な刺激と心理的要因を関連付ける法則(例:広告露出が認知度を高める)と、心理的要因と物理的・身体的行為を結び付ける法則(例:ブランド愛顧が継続的購買をもたらす)に分けられる(信原、1999、17頁)。

こうした心理法則とは別に、例えば、「ある信念pが生じるのは、脳状態mが生じているとき、かつそのときに限る」のように、心的状態・作用と脳状態・神経状態とを結び付ける法則は、架橋法則と呼ばれる(Evnine、1991、邦訳44-52頁)。機能主義では、脳状態が実現する心的状態も法則的なので、神経生物学的法則に従う脳状態との間に、安定的な架橋法則を想定できる(信原、1999、15-18頁)。

こうして、心的なものを法則論的に捉えることで、心的なものを物理的世界の中に無矛盾に収めることが可能となったのである。この方法論的な革新によって、行動主義によって激しく排除された心的なものは、もはや観察不能で神秘的なものではなく、脳状態を基盤として外界に対して因果的に作用する実在となったのである。

さらに一歩進んで、ある心的機能は、その因果的役割によって定義されるのだから、同一の因果的役割を実現するのであれば、それは神経回路でも電子回路でも良いであろう。つまり、心的な機能とそれがどのように実現されるかについては、別々の問題として捉えることができる。この発想が、心と脳を切り離し、心理学と脳科学を分離することを可能としたのである(Searle、2004、邦訳89-94頁)。この発想が魅力的だったのは、「もしある有機体の行動や思考過程を正確に記述できれば、まったく同じ仕方で動く計算機械を設計できる」(Gardner、1985、邦訳17頁)からである。もはや、心的なものは、プログラムとして記述され、脳状態

に限らず、種々の物理的構造によって実現可能 な物理的計算状態となったのである(これは計 算主義とも呼ばれる)。

消費者情報処理論でもこの思想は受け継がれ、消費者は、あたかも脳や身体をもたない「情報処理装置」や「計算機」として描かれ、その情報処理プロセスの因果的構造を明らかにすることに主眼がおかれる。すなわち、「今日の最も代表的なパラダイムである消費者情報処理理論は、直接観察することの困難な消費者の頭の中での認知的過程である情報処理を研究対象としている。直接観察することのできない事柄を研究対象から外すべきであるとする意見は今日ではほとんど聞かない。また、経験的な研究方法としても多くの研究者が共分散構造分析を用いているが、それは認知的過程について因果的な構造を推論するというのに適した方法なのである」(阿部、2013、79頁)。

心的実在を確固たるものとした点で、機能主 義の消費者行動研究に対する貢献は、計り知れ ない。その反面、しばしば見過ごされてしまう が、Bargh and Ferguson (2000) が指摘するよ うに、何らかの要因によって選択や行為が決定 されるという決定論を支持する点で、機能主義 と行動主義は同一である。Bettman (1979) も, 次のように論じている。選択には、理論的に説 明できない無作為で、確率的な要素が含まれて いるわけではない。選択は、何らかの原因を もつので、原理的に説明可能である(p.9およ びp. 344)。モデルの適用においては、測定の 誤差や概念定義などの問題により、確率的な要 素を含むけれども、「選択は、概念的には、決 定論的である」(p. 9脚注4)と述べている。し たがって、選択のタイプとその水準を特定す れば、予測も可能だと考えるのである (pp. 37-40)

1.2 合理性

機能主義とは対照的に、本研究は、心的なものは、法則に従うものではなく、また、無作為で無秩序なものでもなく、自由でありつつも

合理的な秩序をもつものだと考える。例えば、「それが好きだからそれを買う」という心理的 要因と行為の関係、あるいは、「面白いからそれが好き」という心理的要因と心理的要因の関係は、合理性に基づいて結び付いていると考える。これらは、単に、好きという理由のもとでそれを買おうとしたり、面白いという理由のもとでそれを好きになったりしているだけである。好きだからといってそれを買うことを必然化することもないし、いかに面白くても好きになることを拘束することはない。それゆえ、両者の間に安定的な相関関係はあるとしても、心理法則とは言えないであろう。

同様に、学習や推論によって獲得される知識や手続きの多くも、合理性に基づく関係である。それらは、しばしば不合理を許容するほど、柔軟で非固定的なものである。「赤信号を見たら止まれ」という交通ルールは、刺激の知覚と行為の結び付きを示した規則である。「安全だから」、「ルールは守るべきだから」といった理由に基づいて、ある程度の規則性は生じる。しかし、不合理にも、赤信号を無視する人もたくさんいるのだから、これも普遍的法則とは言えない。

もちろん、心的なものの中にも因果法則的関 係をなすものも存在している。阿部(2013)は、 「消費者行動論には普遍的法則と呼べるものは 見当たらない | (73頁) と述べているが、消費 者行動論と呼べるかどうかを別とすれば. 心的 なものにも, 普遍的法則と呼べるものも存在し ている。感覚(例:指の骨を砕けば痛みが生じ る) や知覚(例:バラを提示すればバラが見え る),情動(例:高所から突き飛ばせば恐怖を 喚起する), 行為(例: 手を上げれば手が上が る) などにおいて、因果法則的関係が成立する ことがあるであろう。もちろん、幻覚や麻痺な どの例外はあるものの、こうした事例を法則的 関係と呼ばないのであれば、そもそも、心的な ものに法則性を見出すこと自体が不可能なもの となってしまう。

それゆえ, 心的なものは, 一部に因果法則性

を含むものの、基本的には、合理性に基づく秩序をもつように思われる。心的なものの中に、普遍的法則が成立している場合と、合理化関係しかない場合があることの区別は、今後の議論において極めて重要な意味をもつことになる。

さて、問題は、機能主義においては、心理 的要因間の合理化関係も、何らかの因果法則 によって基礎付けられなければならないとい う点にある。例えば、棒を水に入れると棒は屈 折して見える。屈折の知識のない子供は、この 知覚から、棒が曲がっているという信念を生む だろう。屈折の信念をもつ人は、同一の知覚か ら、棒はまっすぐだという信念や、水から上げ るまで分からないという信念を抱くかもしれな い。いずれの信念も合理的な推論の結果であろ う。しかし、これらの知覚と信念の結び付き を、柔軟で非法則的な推論に基づくものだとす れば、機能主義の考え方と矛盾してしまう(信 原、1999、29-33頁)。

そのため、機能主義においては、あらゆる合理化関係を因果法則的に捉えようとする。水に入れた棒を知覚した結果、多様な信念が生じたとしても、他の心理的要因を列挙することで、因果法則的に説明可能だと考えるのである。例えば、屈折の知識の有無や判断の慎重さといった要因によって、こうした信念の相違を因果法則的に説明していくことになる。こうした説明の方法は、ある程度まで、それなりの理論的整合性をもつように思われる。

ところが、こうした方法論を突き詰めていくと、我々の常識を超えたものとなっていく。科学的探究などの知的活動や芸術・スポーツを含めた、あらゆる人間行為が、何らかの諸要因の組み合わせによって、因果的に、決定論的に、引き起こされていることになってしまう。そのため、もし、この世界について十分に知ることができるとすれば、人間の偉大な業績、例えばモーツァルトの交響曲の作曲プロセスなども、原理的には、科学的に予測可能なものとなる。それらは単に因果法則的に引き起こされるものにすぎないからである(Popper、1982、邦訳

53-109頁)。

それゆえ、こうした決定論的な方法論のもとでは、人間の理性的な働きや創造性が入り込む余地はない。何らかの選択や行為がなされるときは、常に、心理法則の束に従って決定されているため、心理法則を超えた、創造的で自由な出来事が生じることはないのである。

Searle (2001) は、人間の行為が合理的な評価を受けるのは、行為が自由であるとき、そしてそのときに限られると述べる。そのため、一連の行為として合理的なものや不合理なものがあったとき、それらの間に真の選択の余地がなければならない。選択や行為が、法則によって完全に決められているならば、合理性には出る幕すらないのである(邦訳220-233頁)。

この意味において合理性を捉えれば、法則論的な消費者情報処理論には、本来、合理性概念は含まれていない。消費者行動を論じる際にも、完全合理性や限定合理性といった用語が使用されるが、そこでの「合理性」は、知識や処理能力の差による意思決定の質が議論となるだけで(Simon、1997)、選択や行為の自由を含意することはない。いずれにしても、先行する心理的諸要因が、選択や行為を1つに決定してしまう。消費者情報処理論においても、各種の状況要因、能力や知識量などの各種個人差要因が、情報処理プロセスにおいて、多様に相互作用しつつ、最終的に何らかの選択や行為が、「引き起こされる」のであって、選択や行為が自由になされるとは言わないであろう。

まとめると、合理性は、何らかの観点に照らして、望ましい選択や行為を行うことに関連しているが、本研究では、それに加えて、自由で、柔軟な、理性的な働きを示す語として用いることにする。そして、心的なものは、法則に従うものではなく、自由で、柔軟な合理的な秩序をもつものだと主張していきたい。この見解に対し、素朴に見れば自由で柔軟なものに思える心的なものに法則論的、決定論的な秩序を見出そうとするのが、機能主義である。そして、さらに、いくつかの考え方があるが、ここでは

解釈主義と消去主義と呼ばれる立場に触れてお こう。

信念や欲求などの心的状態は、他者の行為を合理化するために、他者に帰属させられるものだとする立場が解釈主義である(Davidson、1984; Dennett、1987)。合理化とは、行為の理由となる、あるいは行為を理に適ったものにする心的状態を見出すことである。他者の心的状態に注意を払うのは、他者の行為を合理的に解釈したいからであろう。もちろん、ある行為に対してはさまざまな解釈が可能なので、その行為者のあらゆる証拠に基づいて全体論的に解釈し、種々の心的状態の合理的秩序を帰属させることに主眼が置かれる(Evnine、1991、邦訳30-43頁;信原、1999、29-33頁)。

解釈主義においては、信念や欲求などの心的 状態(しばしば志向的状態と呼ばれる)は、解 釈のための概念的装置なので、その実在を仮定 する必要はない。Dennett (1987)は、志向的 状態は、むしろ人々のふるまいを予測するとい う視点からのみ認められるのであり、その戦略 がどれほどうまくいくかの評価によってのみそ の存在が確証されるとしている (邦訳25頁)。

さらに、こうした心的状態なるものは、い ずれ消去されるとする立場が、消去主義である (Feyerabend, 1963; Rorty, 1965; Churchland, 1981)。Churchland (1981) は, 「消去的唯物論 とは、心理的現象に関するわれわれの常識的な 考え方が一つの根本的に誤った理論を構成して おり、その理論の基礎的な欠陥ゆえに、その原 理のみならず存在論もまた. 完成された神経科 学によって円滑に還元されるよりはむしろ最終 的には置換されるだろうというテーゼである」 (邦訳125頁)と述べている。極端な主張にも 感じられるが、心的なものが決定論的なもので あり、かつ、あらゆる心的現象に神経生物学的 な基盤があると考えるのであれば、心理学的な 説明の少なくとも一部は、神経生物学によって 還元されたり、その一部が、不適切な説明とし て消去されたりするのは、認めざるをえないと 思われる。

2. 心的なものの非法則性

機能主義では、心理的諸要因が、因果的に作用した結果として、選択や行為は、引き起こされるという行為論をもつ。この機能主義から一歩踏み出して、心的なものに自由で合理的秩序を想定すると「いかにして行為は為されるのか」の説明は困難を極めていく。行為を合理化するとき、行為はその理由によって説明される。この言語的、概念的記述の次元にある「行為の理由」が、物理的な次元で生じる行為(身体運動)を引き起こせると言えるのか。つまり、行為の理由は、行為の原因になりうるのか。まずはこの問題から始めよう。

2.1 行為の理由と行為の原因

Anscombe (1963) は、『インテンション』において、「理由は行為の原因ではない」という反因果説の立場から、現代的な行為論の枠組みを提出し、Davidson (1963) は、『行為・理由・原因』において、その枠組みを「理由が行為の原因である」という因果説へと転換する。Anscombeの考察が、行為の記述の水準に見出される秩序に向けられるのに対し、Davidsonは、出来事としての行為の水準をも射程に入れて理論展開を図る(河島、2006)。

まず、Anscombe (1963) は、「なぜ」という問いが受け入れられるような行為を意図的行為と定義する (邦訳17頁)。手を上げて、通りの向こうの友人に挨拶したとき、はからずもタクシーが止まってしまった状況を考えてみよう。このとき、「なぜ手を上げたのか?」と問われれば「友人に挨拶するためだ」と答えられるので、これは意図的行為である。しかし、「タクシーを止めるために手を上げた」という記述のもとでは、意図的行為とは言えない。それゆえ、ある行為が意図的か否かは、その記述に依存する。合理化関係は、その記述に依存すると考えるのである。

一方、手を上げるという行為の原因は何か。

それは、大脳皮質から筋肉の収縮に至る一連の神経生物学的なプロセスであろう。しかし、神経生物学的な原因を述べることで、身体的運動としての出来事は説明できても、行為の意図は説明できない。つまり、原因を述べることと、理由を述べることは、そもそも説明の次元が異なるのである。それゆえ、Anscombeは、行為の記述の水準においてのみ、合理性の秩序が成り立つと考えたのである(河島、2006)。

ところが、Davidson (1963) は、行為の理由 である心的状態が、行為の原因でもあると主 張する。「理由とそれが説明する行為との関係 において核心となるのは、行為者はその理由を もっていたがゆえにその行為を為したのだとい う考えである | (邦訳168頁) と述べる。この 「ゆえに」が「行為のための理由」と「行為を 為した理由」を区別する。「行為のための理由」 は、種々の欲求や信念の内容と行為との間にし かるべき合理化関係が成立していれば良い。し かし、「行為を為した理由」となるためには、 まさに、その理由がその行為を因果的に引き起 こさなければならない。行為の生起は、出来事 の一種であって、因果関係は、出来事の間の関 係である。したがって、「行為を為した理由」 となる心的状態は、「心的出来事」とみなされ るのである(信原, 1999, 33-38頁)。

「行為のための理由」という理性的に生み出された心的状態であっても、その心的状態が「行為を為した理由」となるのであれば、それは心的出来事として行為を引き起こしたことになる。それゆえ、「少なくともいくつかの心的出来事は、物的出来事と因果的に相互作用する」という「因果的相互作用の原理」が成立すると主張するのである(Davidson、1980、邦訳263-264頁)。

本研究も合理的な心的秩序の実在とその因果 的効力を認める立場である。つまり、この行為 を為した理由が、行為の原因であるとの立場を 支持する。

この「行為の理由」と「行為の原因」の区別 は、消費者行動研究においても、厳密になされ るべきであろう。例えば、ある記述のもとにあ る一般的な行動について、その行動パターンや 選択の動機、欲求などに関して回答を求め、共 分散構造分析などの統計技法によって「因果的 な構造 | を推論するやり方がある。かりに、心 的なものに合理性の秩序を認めるのであれば. 行動一般に関する動機や欲求の回答は、行動の ための理由を記述するものにしかならないであ ろう。そして、それらが統計的に検定された構 造も、ある行動に対する全体的、平均的な合理 化関係あるいは解釈図式とみなされるべきであ る。現実の因果関係の一部は反映されるとして も、厳密に言えば、こうした研究は、ある行為 の全体像を合理的に理解しようとする一種の解 釈主義なのである。もし、「因果的な構造」を 明らかにしたければ、因果関係は、時空の特定 された出来事の間の関係なのだから、ある特定 の行為を為した特定の理由, すなわち, 行為の 原因が、抽出されなければならないであろう。 本来、合理化関係にすぎない変数間の関係を因 果的関係として解釈するのは、論理的な飛躍で ある。行為の理由と行為の原因の識別は、消費 者行動研究の理論的な進歩にも貢献すると思わ れる。

2.2 心的なものの非法則性

さて、「行為のための理由」が「行為を為した理由」となるのなら、それは「行為の原因」とみなしうる。ところが、こうした因果関係を生み出す心的出来事は、合理的に生み出されるのだから、法則的ではなく、自由で柔軟なものである。そこで、Davidsonは「心的出来事を予測したり説明したりするための根拠となる厳格な決定論的法則は存在しない」という「心的なものの非法則性」を論証していくことになる。これは、機能主義が想定するような心理法則の束は存在しないという主張である。その根拠は、以下の(1)~(3)にまとめられる(Davidson、1980、邦訳第八章262-292頁)。

(1) 物的枠組みと心的枠組みの相違

Davidsonは、心的状態と脳状態の間の架橋法則の存在を否定することによって、「心的なものの非法則性」を論証する。もし、ある物理法則が物的性質 P_1 と P_2 を結合し、架橋法則が P_1 と心的状態Mを関係付けるなら、Mと P_2 を関係付ける心理法則を導出できる。しかし、心的状態と脳状態を結び付ける架橋法則が存在しないのなら、心理法則が存在するとは考えにくいだろう。それゆえ、心的なものは、非法則的だと主張する(Evnine、1991、邦訳46-47頁)。

では、なぜこの架橋法則が存在しないと考え るのか。物的枠組みは法則性に従い、心的枠組 みは合理性に従うからである。この両者は異 なる枠組みであるがゆえに. 厳格な架橋法則 は存在しないと主張するのである(Davidson, 1980, 邦訳287頁)。例えば、「バーでビールを 注文した」という信念pがあり、「支払いを拒 否したい」という欲求gがあるとする。このと き、もしpであると信じるのであれば、gとい う欲求をもつべきではない、という社会的規 範に基づく合理化関係が成立する。架橋法則 によって信念pは脳状態mと、欲求qは脳状態 nと結び付くとする。このとき、脳状態mと脳 状態nの間の物理的な世界において、心的な世 界における「べき・べきではない」が成立する とは考えにくい。リンゴが木から落ちるとき, 下に子供がいるので、今は落ちるべきではな い、とならないのと同様である。したがって、 心的枠組みと物的枠組みをつなぐ架橋法則は存 在せず、それゆえ、心理法則は存在しない、す なわち、心的なものは非法則的だと考えるので ある (Evnine, 1991, 邦訳48頁)。

本研究では、Davidsonの心的なものは非法 則的であるという主張を支持するが、心的状態 と脳状態を結び付ける架橋法則が存在しないと いう点は、受け入れない。実際、Davidsonは こうした見解をとることで非法則的一元論(2.4 節)という難解な説へ導かれる。本研究では、 6章で論じるように、Davidsonとは反対に、人 間の脳には、自由で合理的な心的秩序を成立さ せる機構があるという仮説を採用する。

(2) 量的計算の不可能性

心的枠組みは、閉じた体系ではない。そのため、外界からの影響にさらされ、極めて多様に変化するので、心的なものを厳密な意味で予測することは難しい。それでも、予測が現実に難しいからといって、そこで法則が働いていないとは言えない。消費者行動研究でも、そこで何らかの法則が働いていると考えるのである。

Bettman (1979) の情報処理モデルは、外部環境に適応するための走査・中断機構を備え、外界に対して開かれたプロセスとして描かれる。注意や情報取得、意思決定、学習といった多様な局面に、適時、枝分かれするものの、そこでなされる選択が循環的に作用し、全体としてみれば、初期状態から望ましい状態へ移行する選択プロセスとして描写される。Bettman (1979) 自身も指摘するように、このモデルによって消費者の選択や行動を予測することはできない(p. 37)。しかし、「選択は、概念的には、決定論的」(p. 9脚注4)なので、焦点を絞れば、心理法則を個別的に見出していくことは可能だと述べる。

しかし、Davidson(1980)は、そうした心理 法則を認めない。「人間は、どんぐりのオムレ ツを食べたいと思えば、そうする機会があり、 他のいかなる欲求もその欲求より強いというこ とがないかぎり、一般には、どんぐりのオムレ ツを食べるであろう」(邦訳305頁)という心 理学的な法則は、物理学的な法則とは同一視で きないと主張する。「もしわれわれが、信念と 欲求にもとづいて行為を予測しなければならな いとすれば、その場合に必要なのは、関わりの あるすべての信念と欲求を一つの見通しの中に 組み込む量的計算である。ところが、理由にも とづいた説明の単純なパターンをそのような計 算へと洗練することができるとは、まったく期 待できないのである」(邦訳305-306頁)。

もちろん、物的枠組みも閉じているわけではなく、「質量mの物体に力fを加えれば、その

物体は加速度aで運動する」という物理学の法則においても、例えば摩擦などの影響によって、実際には加速度aの運動は実現しない。しかし、物理学の法則が示す結果に対して、いくつかの要因が同時的ないし継起的に働くとしても、それらの影響は個別的に、独立して算出することができる。それゆえ、種々の要因の影響は、正確に規定され、厳密に算出しうるという法則論的性格から、現実世界においてもなお物理学の法則は成立しているものと言える(信原、1999、133-140頁)。

ところが, 心理的要因間の関係においては, 物理学におけるような洗練された量的計算は 期待できない。例えば、「商品の値引きは購買 意図を促進する」という傾向法則がある。値引 きが、購買意図を促進することも多いのは事実 であるが、値引きの知覚から、品質の劣化を推 論すれば、購買意図にはマイナスに働くかもし れない。こうした解釈の多様性を、消費者情報 処理論では、 例えば、 知識構造の相違に求める が、こうした説明の仕方は、大雑把すぎる。こ の解釈に影響するのは、知識構造のどこからど こまでであるかが、厳密に特定されなければな らない。そのうえで、関連する知識の1つ1つ が、厳密に測定され、それらの間の量的計算が 可能でなければならない。こうした心理的要因 間の量的計算が不可能であれば、消費者の選択 や行為を厳密な意味において予測することはで きないだろう。

(3) 心的秩序の全体論的性格

この量的計算の不可能性に対しては、反論もある。Fodor (1987) は、他の個別科学の場合と比べて、それは特に問題がある状態とは言えないと主張する。例えば、「蛇行している川では、外側の土手が浸食される」という地質学的一般化を考えてみる。外側の土手の浸食を妨げるような条件(天候の変化による川の凍結、ダム建設など)は、いくらでも成立するので、この一般化を真とするためには、「他のすべての事情が同じならば」という例外対処条項が必要

となる。つまり、地質学的一般化とは、「地質学の操作的理想化が満たされた任意の可能世界において、蛇行している川では、外側の土手が浸食される」(Fodor、1987、p.5)ことを意味するのである。理想化とは、事物の本当のあり方を覆い隠してしまう「干渉」を除去するために用いられる認識論的手段である。したがって、心的状態に、どんなに複雑な事情が生じるにせよ、理想化によって排除可能であり、「関わりのあるすべての信念と欲求を一つの見通しの中に組み込む量的計算」が難しいというのは、単に認識論的困難にすぎないと主張する(Evnine、1991、邦訳57-58頁)。

確かに、物的な世界も閉じた体系ではないのだから、「他のすべての事情が同じならば」という例外対処条項が、物的枠組みでも心的枠組みでも同じ働きをするように思われるかもしれない。かりに、例外対処条項によって、ある人の信念や欲求が、相互に独立して、個別的に規定できるのならば、どんぐりのオムレツのような条件文が、理想化された可能世界において、心理法則として成立するかもしれない。

しかし、そうはならない。心的な枠組みの中では、それらの例外は全体論的な心的な織物の一部として組み込まれているからである。通常、どんぐりは食用には向いていないので、ある人がどんぐりのオムレツを欲するためには、多くの心理的諸要因によって支えられる必要がある。それでもオムレツを前にすると「どんぐりは渋くてまずい」という記憶が蘇り、結局、オムレツを食べないかもしれない。この記憶の再生は例外として排除できるだろうか。さらに例外を生みそうないくつかの心的状態が、彼の頭の中から除去されたとき、どんぐりのオムレツを食べたいという欲求は、依然として存在するであろうか。

要するに、心理学的一般化における例外とは、心的秩序の全体論的な織物の一部として織り込まれているという点で、心的なものについての基底的事実なのである。これに対し、地質学的一般化における例外は、地質学についての

基底的事実を反映しているものではない。したがって、この地質学的一般化と心理学的一般化における例外対処条項は、同等に扱うことができないのである(Evnine, 1991, 邦訳58頁)。

2.3 行為の予測

Davidson は、以上の点から「心的なものの 非法則性」を主張する。本研究もこの見解を支 持する。心的なものが非法則的である。あるい は、消費者行動が非法則的であるというのは、 天体の運行を正確に予測するような厳格な法則 は存在しないという意味であって、傾向法則を 否定するものではない。ある性質N(例:ある 水準の関与や能力)をもつ消費者が行為A(例: 情報探索)をする傾向がある。あるいは、消費 者の意思決定が機会O(例:不確実性下)であ るとき行為A(例:損失回避)を行う傾向があ るといった予測を否定しているわけではない。 ここでの主張は、こうした心理法則をいくら束 ねたとしても、「ある消費者がいつどこでいか なる行為を行うか」を厳格に特定する予測は, 一般的には不可能であるという意味である。

例えば、ある消費者がレストランで何を注文するかという予測課題を考える。注文という行為は、時空の特定される身体的行為を含むので、厳密に予測するとすれば、その行為の細部(発話内容とそのタイミング、腕の上げ下げの高さや角度、指の位置や動き、表情……)が、初期条件から計算されなければならない。こうした予測課題において、心理的要因はあいまいだから、より厳密な神経生物学的要因や生理的要因を用いようと考えるのは、消去主義的発想である。ここでは心理的要因と物理的要因に絞って議論を単純化したい。

この予測課題に答えるためには、まずは、食欲、時間的・金銭的な余裕、義務感や責任感、気分や感情、空腹感や健康状態など身体に関する知覚、宗教上の禁忌、仕事上のストレス……などの心理的諸変数や、階段の高さやテーブルまでの距離、混雑状況、イスやテーブルの高さ、照明や音楽、店員の対応…などの外部環境

の物理的諸変数が、何らかの基準や理論、モデルに照らして抽出され、何らかの形で厳密に 測定され、初期条件として与えられる必要がある。

行為を精確に予測するためには、髪をかき上げる癖などの個人特性が行為の細部に影響するので、個人の特異性を示す変数を例外として排除はできない。やはりそこに唯一無二の人間がいることを強調せざるをえないであろう。

そして、それら諸変数は、消費者の行為に影響しない形で測定されなければならない。「今、一番食べたいものは何ですか? それを注文する確信の程度は?」といった調査は、予測課題を台無しにしてしまう。それでも、かりに、何らかの方法で厳密な測定に成功したとしよう。

理論的に重要なのは、その測定された変数がどのような量的関係にあるかである。例えば、「健康的な食事をすべきである」という義務感が強度xであったとしても、その一個人の義務感強度xが、他の諸変数といかなる量的関係をもつかについて、厳密に規定するような理論は存在していないだろう。義務や責任などのあいまいな変数を含む心理的諸変数と物的諸変数が、どのような量的関係を結びながら、具体的な行為の仔細を決定していくのかに関して、理論の痕跡すら存在していないのである(Popper、1982、邦訳23-31頁)。

こうして考えると、日常空間におけるある個人の選択や行為を、心理的諸要因によって、厳密に予測しようとする試みは、成功するとは思えないであろう。そこで作用する要因をすべて網羅的に把握することができないためだけではない。心理的要因間における量的計算、そして、心理的要因と物理的要因の間の量的計算ができないためである。包括的モデルの代表例とされるBettman(1979)モデルも、現実的な文脈において、構成要素間の厳密な量的関係を特定できないがために、消費者の選択や行動を予測するモデルとはならないのである。

実際,消費者行動研究において,日常空間における消費者の行為を秒単位、センチ単位で厳

密に予測するといった発想は、奇異にすら感じられる。「心理学的方法によって人間の行動を望みどおりの精度で予測するという考え方は、じっさいのところ、心理学上のあらゆる考え方にとって、それがなにを意味するのかをほとんど理解できないほどまったく異質なもの」(Popper、1982、邦訳28頁)なのである。消費者行動研究でも、「せいぜいのところ、行為を合理的に理解できるようにするための仮説的な状況図式をつくろうとする大雑把な試みに過ぎない」(Popper、1982、邦訳30頁)であろう。

消費者行動研究では、典型的には、その他の 諸要因の影響を無視しうるような実験室的状況 で、ある原因が存在する場合と存在しない場合 を比較して、結果変数にどのような差を生じさ せるか、あるいは、原因変数がある水準(高 低、強弱など)のとき、結果変数にどのような 影響を与えるか、といった定量的な研究がなさ れる。こうした研究スタイルにおいては、心的 なものの非法則性は、あまり大きな問題とはな らない。

回答者・被験者グループは、ほぼ同質的な集団とみなされ、測定される選択や行為の水準も、単純化され、定型化され、変数のわずかな差異は、誤差の範囲として処理される。そして、抽象化され、集計された心理的変数間において何らかの規則性を見出そうとする。」こうして抽象化された変数間の量的関係は、集計レベルが異なるために、ある個人の時空の特定された具体的行為を予測する際には、ほとんど何の役割も果たさないであろう。この抽象化、単純化された因果関係についての大雑把な論理と、日常的な空間における具体的な行為に関する論理は、問題設定の仕方、集計の水準、分析単位など、理論の焦点がまるで異なっているのである。

そのため、人間の行為の厳密な予測が不可能であることを、認める研究者も多いであろう。 それを認めたとしても、理論の焦点がまったく 異なるので、研究実践と矛盾するとは思えないからである。日常空間では、唯一無二の人間 が、唯一無二の状況で、唯一無二の行為を行うので、あらゆる理論的な網からこぼれ落ちる要素が存在するのは仕方がない。むしろ、こうした理論の限界を踏まえたうえで為されるのが科学的探究である。本研究のように、行為の非法則性、非決定性を声高に主張することは、あらゆる理論化の試みを挫く一種の敗北主義と感じられるかもしれない。

しかし、人間の行為が、決定論的であるか、 非決定論的であるかどうかは、消費者行動を研 究するうえで、簡単に棚上げできるような問題 ではない。ある個人の行為が、非決定論的であ れば、その問題状況がいかに集計され、いかに 抽象化されても、非決定論的な性質が反映され るからである。非決定論的なものを、いくらま とめて抽象化してみても、それは非決定論的な ままであろう。

既述の通り, 心的なものには, 因果法則的な 関係とそうではない関係がある。その区別に目 を向けるべきなのである。実験者が被験者にバ ラを提示すれば、個人レベルでも集団レベルで も、バラの知覚経験が生じる。これはほとんど 例外がなく因果法則的であろう。それとは対照 的に、被験者にいま提示されたものが何であ るかを自由に回答させると、その答えはまち まちになりうる (例えば、「バラ」 「お花」 「赤 いもの」など)。回答という行為は、因果法則 的に固定されたものではないからである。その ため、実験室的な状況で、選択や行為というレ ベルにおいて、何らかの安定的な相関関係を見 出したとしても、その多くは現実空間において は「~する傾向がある | 程度にとどまるのであ る。要するに、心理法則と呼べるものとはなら ない。

こうして考えると、心理学的研究では、傾向 法則しか見出せず、しかも、寄せ集めの孤立し た知見・知識になってしまう理由は明らかであ ろう。それらを統合していくであろう、心的な ものそのもの、行為そのものについて、十分な 理論的検討をしてこなかったためである。心的 なものが、一体、どのような性質を備えている のか、そして、人間はいかにして行為を為すのか、といった根本問題と向き合うことなく、消費者行動論の理論的な統合や進歩はないように思われる。

2.4 非法則論的一元論

心的なものは、全体論的に秩序付けられるので、例外対処条項は有効ではなく、個々の心理的要因間の合理化関係は、量的計算が困難な柔軟で非固定的な性格をもつ。この心的な合理的秩序が、行為を引き起こすとき、その行為は、月食や日食を予測するようには予測できない。

こうして、心的なものの非法則性を認めると、今度は、架橋法則の定式化が難しくなる。心的なものが合理的(非法則的)であるのに対し、脳状態は、神経生物学的法則に従うものと想定されるからである。そのため、Davidsonは、非法則論的一元論と呼ばれる難解な説に導かれる。

Davidson は、次の3つの原理が成り立つと考える(1980, 邦訳263-265頁)。

- ①少なくともいくつかの心的出来事は、物的 出来事と因果的に相互作用する(因果的相 互作用の原理)。
- ②因果性が存在するところには、法則性が存在しなければならない(因果性の法則論的性格の原理)。
- ③心的出来事を予測したり説明したりするための根拠となる厳格な決定論的法則は存在しない(心的なものの非法則性)。

因果的相互作用の原理によって、心的出来事としての信念や欲求は、物的出来事としての行為を引き起こすことができる。この因果関係が成り立つためには、因果性の法則論的性格の原理から、それらを関係付ける法則が存在しなければならない。ところが、心的なものの非法則性によって、信念や欲求から、行為へと結び付ける心理法則は、存在しない。したがって、信念や欲求が、行為を引き起こすためには、それらが脳状態でなければならない。信念や欲求が脳状態であれば、物理的、身体的運動を伴う行

為との間に物理法則が成立するからである。しかしながら、その信念や欲求と脳状態とを結び付ける架橋法則は、心的なものが非法則的である以上、非法則的にならざるをえない。

ここでのポイントは、心的なものが行為を引き起こすのは、非法則的に結ばれる何らかの脳状態と同一だからこそ行為を引き起こせると主張する点にある。そこで因果的効力を有するのは、その脳状態の方であって、心的な記述のもとで、行為を生み出しているわけではないのである。これが非法則論的一元論と呼ばれる立場である(Davidson、1980、邦訳第八章262-292頁; Evnine、1991、邦訳132-140頁)。

3. 心的因果

機能主義では、心的状態も脳状態も法則に従うので、安定した架橋法則のもとで、論理的には無矛盾の行為論が可能であった。しかし、心的なものに合理性の秩序を見出すと、心的なものが非法則的となるために、Davidsonは非法則論的一元論という難解な説へと導かれた。本研究では、Davidsonの因果性の法則論的性格の原理を棄却し、因果性と法則性とを分離することで、合理的な心的秩序に因果的効力をも認めることができる道筋を探っていく。

3.1 伝統的な因果性の理論

因果関係を規則性、法則性によって捉える見方は、Hume (1739-40) に由来する。Humeは、因果的な必然的結び付きそれ自体は、観察することはできないと主張する。人間は、あるタイプの出来事にあるタイプの出来事が引き続くという規則的な継起(恒常的随伴)を観察できるだけである。その規則性に加えて、原因と結果の結び付きそれ自体を観察することはできない以上、因果関係は、規則性、法則性を基盤とするほかない。換言すれば、原因と結果として関係している一対の出来事があるときは、その単称言明は何らかの普遍的法則の個別事例となっていなければならないのである(Searle、

1983. 邦訳156-163頁)。

もちろん、昼が夜の原因になるとは言えないように、規則的に生じることのすべてが因果関係だとは言えない。したがって、「XはYの原因である」と言うためには、「XとYが規則的に生じる」こと以上の証拠が求められる。

この因果関係の成立を確かめる方法の1つが、規則性分析である。現代の標準的なテキストでは、①原因変数が時間的に先行する時間的継起性があるか、②原因変数の変化と結果変数の変化が体系的に相関する連合的変化が確認できるか、③見かけの相関を生み出す共通原因を排除した非擬似的相関を見出せるか、④理論的裏付けがあるかといった条件があげられる(Hunt、2010、pp. 113-116)。

もう1つが反事実的条件分析である。この分 析は、「出来事Xが出来事Yを引き起こす」と いう因果関係を「もし出来事Xが起こらなかっ たら、出来事Yは起こらなかったであろう | と いう反事実的条件文の成立によって根拠付ける 分析である。反事実的条件文「もし出来事Xが 起こらなかったら、出来事Yは起こらなかった であろう」が、真であると言えるのであれば、 現実の世界の出来事Yは、出来事Xによって引 き起こされたと言えるであろう。規則性分析の 基礎となっているのは、現実の世界における出 来事の配置であるのに対し、反事実的条件分析 では、「もし出来事Xが起こらなかったら」と いう可能世界での出来事の配置が分析のベース となる (鈴木・秋葉・谷川・倉田, 2014, 117-127頁. Lewis. 1972)。

本研究は、因果関係と法則性とを切り離すべきだと考えるので、規則性分析によって因果関係を確認することができない。そのため、次節では、因果関係が成立するかどうかをこの反事実的条件分析によって行う。

3.2 心的因果

心的なものが物理的な出来事(行為)を引き起こしたり、物理的な世界が心的なものを引き起こしたりする(知覚など)ことを心的因果と

言う。機能主義では、因果性と法則性は一体となっているので、この心的因果は、心理・物理法則によって成立する(1.1節)。

しかし、Searle (1983) は、心的因果は、伝 統的な因果性理論とは一致しないと主張する。 我々は、自分の腕が上がったとき、花の知覚 経験をもつとき、その原因について、いかな る観察にも基づかずに、その答えを知ってい る。腕を上げようと意図したことが、自分の腕 が上がった原因であり、目の前に花があること が、花の知覚経験の原因である。我々は、こう した心的因果において、その反事実的条件文の 真なることも、いかなる観察もせずに知ってい る。つまり、腕を上げようと意図しなければ、 腕は上がらないし、目の前に花がなければ、花 の知覚経験は生じないのである。すなわち.心 的因果においては,何が原因で,何を結果とし て引き起こしたかを、法則性や規則性に依拠す ることなく、我々は知っているのである(邦訳 163-175頁)。

心的因果では、因果的結び付きが、観察可能であるかどうかは、問題とはならない。なぜなら、因果は、まさに経験されているからである。そのため、心的因果に関する言明とその反事実的条件言明が、真であることを確かめるために、当の経験に加えて、いかなる観察をも要しないし、普遍的法則に依拠する必要もないのである。心的な因果の成立は、まさに因果を経験することによって根拠付けられているのである。それゆえ、心的因果においては、因果性と法則性は切り離すことができるし、心的因果の単称言明の成立は、それに対応する普遍的法則(機能主義の心理・物理法則)の存在を前提としないのである(Searle、1983、邦訳163-175頁)。

心的因果において、因果性と法則性が独立であれば、Davidsonのように心的な因果的効力を脳状態に移し替える必要もなくなる。そして何より重要なのは次の点である。心的な因果的効力は、何らかの法則に依拠する必要性はないのだから、人間の選択や行為が、法則から自由

となる, すなわち, 自由意志のもとで為される 道筋が見えてくるのである。

4. 自由意志

現代の「決定論」対「自由意志」の対立図式は、自然科学が描き出した決定論的世界観を背景としている。主要な立場は、決定論的な世界に人間の自由は存在しないという「非両立論」あるいは「固い決定論」、決定論的な世界と人間の自由は両立するという「両立論」あるいは「柔らかい決定論」、そして、世界の決定性を否定し人間の自由を認める「リバタリアニズム」とに分かれる(美濃、2008;門脇・矢野、2010)。

本研究は、心的なものの非法則性を認め、世界の決定性を否定しているので、リバタリアニズムの立場から自由意志の存在を主張していくことになる。本研究で論じる自由意志は、次の2点が成立している。1つは、行為を選択する際に、単に選択肢が想定されているかどうかではなく、真に、「他の行為を為しえる」という選択可能性(別行為可能性、他行為可能性とも言われる)があることである。もう1つは、「自分が為した行為である」という行為者性である。まずは、この2つの概念のポイントを確認しながら、非両立論、両立論についても簡潔に触れていくことにしよう。

4.1 選択可能性

ここでは、決定論が真であれば、人間に選択可能性(自由)がないとする「非両立論」を主張するvan Inwangen(1975)の論証を取り上げよう。

van Inwangen (1975) は、「ある瞬間の世界の状態と物理法則によって、その後の瞬間の世界の状態は必然的に1つに定まる」(邦訳130-135頁)という決定論が真であるならば、選択可能性はないと結論する。自由意志(能力のテーゼ)と決定論(命題のテーゼ)の関係は、「命題を偽にする能力」という表現形式によって集約される。そして「ある命題を誰かが偽にする

ことができる(すなわち, そうすることが彼の力の範囲内にある)ならば, その命題は物理法則ではない」(邦訳143頁)という点が論証の鍵となる。

次のような事例を考える(邦訳138-144頁)。 ある時刻Tに右手を上げるだけで,ある犯罪者の死刑執行を防ぐことができる裁判官Jがいた。Jは,右手を上げるかどうかを考え,しかるべき考慮ののちに,右手を上げるのを控えた。裁判官Jが時刻Tに右手を上げなかったので,その犯罪者は死刑に処された。

この時刻Tの世界の状態を表す命題をP, Jが生まれる前のある瞬間 T_0 の世界の状態を表す命題を P_0 とする。すべての物理法則の連言がLである。このとき,決定論が真であるならば,裁判官Jが右手を上げることが不可能であることを次のように論証する(van Inwangen, 1975; 美濃,2008)。

- ①決定論が真であるならば、人間の行為を含む現在の状態Pは、過去の状態 P_0 と物理法則Lによって、因果的に必然化される。
- ②もし人間の行為が、過去の状態 P_0 と物理法則Lによって必然化されているのなら、過去の状態 P_0 か物理法則Lのどちらかを偽とすることができないかぎり、人間は現実に為す行為しか為すことはできない。
- ③人間は、過去の状態 P_0 も物理法則Lも偽とすることはできない。
- ④したがって、決定論が真なら、人間は現実 に為す行為しか為すことはできない。
- ⑤現実に為す行為しか為すことはできないの なら、人間に自由意志はない。
- ⑥それゆえ, もし決定論が真なら, 人間には 自由はない。

人間が、法則を偽にする能力がないのであれば、つまり、法則が真に法則的であるのであれば、人間には自由意志を行使する余地はなく、ある時点において、別の行為を選択可能であるとは言えない。これが非両立論ないし固い決定論と呼ばれる立場である。

4.2 行為者性

決定論が真であるとしても、また、選択可能 性がないとしても、何らかの点で自由と言える ような自由概念を提示していくのが、両立論で ある。機能主義的、法則論的な消費者情報処理 論において、消費者の自由意志を主張するので あれば、両立論の立場となる。例えば、次のよ うな主張が可能であろう。消費者の選択や行為 が、心理法則の束によって決定されているとし ても、内なる信念や欲求、動機や価値観に導か れ、適切な認知処理によって導かれた行為であ れば、「自分が為した行為である」という行為 者性が成り立つ。この行為の選択は、他者から の強制や脅迫ではない点で、自由と言える。人 間の行為には、この行為者性が伴うからこそ. 罪を犯せばその責任が問われるのである。台風 などの自然現象は、この行為者性がないので、 その災害の責任を問われることはない。消費者 は、こうした行為者性をもつ点で、自由意志を もつものと言える。

こうした主張には、通常、次のような反論がなされる。もし、人間の行為が、決定論的に定められているのであれば、行為者性があるとしても、選択可能性はないのだから、その責任を問うことは難しいのではないか。現実の社会においても、脅迫や精神的な錯乱による行為の場合、実際にそれ以外の行為も為しえたとは考えられない以上、その責任は問いにくいであろう。

こうした大方の見方に反してFrankfurt (1969;1971) は、選択可能性がなくても、その行為が自身のうちにある欲求や信念によって行われたという行為者性が成り立てば、道徳的責任を問うことができると論じる。

Frankfurt (1969) の事例は、卓越していて 説得的である。

ブラックは、ジョーンズにある行為をやらせたいとする。ブラックは、自分の思い通りにするためなら、相当なことをやってのける覚悟があるが、みずからの手の内を見せることはしたくない。だから、ジョーンズが心を決めるそのときまで、ブラックは待つ。ジョーンズが決意

しようとしている行為が、ブラックの望んでいる行為とは別のものと判明しない限り(ブラックはそういうことに関する卓越した判定者だ)、ブラックは何もしない。もしジョーンズが別の行為を為そうとすれば、ブラックは効果的な手段を用いて思い通りにする。

そこでは「それでも別のことも為しえたのだ」という反論ができないあらゆる手段が講じられる。恐ろしい脅迫や薬の投与,催眠術……ジョーンズの脳と神経システムに介入し神経生物学的な力を操ることもできる。「それでも別のことも為しえたのだ」という反論があるのであれば,その反論に沿ってこの事例を柔軟に書き換えれば良い。

さて、ジョーンズは別のことは為しえない。しかし、実際には、ブラックの出番はなく、ジョーンズ自身の理由によって、ブラックの望んでいる行為を遂行してしまう。このとき、ジョーンズの為した行為(殺人など)に道徳的責任を問えないと言えるのか。ジョーンズは、自身の信念や欲求に従って為した行為について、やはり道徳的責任を負うだろう。その道徳的責任は、ブラックの邪悪な意図とは切り離すべきである(邦訳91-93頁)。

これは、選択可能性がなくても道徳的責任を 問えるという点で、決定論と自由意志が両立す る両立論と呼ばれる立場である。ただし、選択 可能性がなくても行為者性があれば道徳的責任 が問えるという問題と、選択可能性がない自由 意志を認めるかという問題は、異なる問題であ る。本研究は、決定論を否定し、選択可能性の ある自由意志を認める立場なので、「決定論を 前提とした自由概念の探求」という哲学的議論 に、これ以上、踏み込む必要はないであろう。

4.3 飛躍の存在

さて、日常的な意思決定においては、心理法 則の束によって、行為は決定されることはな く、また、行為が引き起こされることもないと いうのが、本研究の立場である。心的なもの は、非法則的、非決定論的だと考えるので、リ バタリアリズムに属する。

Searle (2001) は、「飛躍の存在」という素朴な心理的事実に着眼して、行為の決定性を否定する。既述の通り、心的なものは、全体論的に秩序付けられるので、例外対処条項は有効ではなく、個々の心理的要因間の合理化関係は、量的計算が困難な柔軟で非固定的な性格をもち、法則的でも決定論的でもない。こうした心的なものの非法則性が、意思決定者の主観として経験されるものが、この飛躍であると言えよう。

「前向きに見ると、飛躍とは、意識的な意思決定や行為の特徴で、われわれの将来の意思決定や行為にはさまざまな選択肢があり、因果的にはそのいずれをもとりうると感覚されることである。後ろ向きに見ると、飛躍とは、意識的な意思決定や行為の特徴で、意思決定や行為に先立つ理由は、意思決定や行為の因果的十分条件をなすものとして行為者に経験されるのではないということである」(Searle, 2001, 邦訳64頁)。

例えば「のどが渇いたので水を飲んだ」という言明においては因果関係が成立しているであろう。ところが、Humeのように、因果的結び付きの存在について懐疑的であれば、因果的言明が意味するものは、規則性以外に何もない。それゆえ、この因果関係が真となるためには、同じ程度ののどの渇きと水の入手しやすさがあるとすれば、水を飲む行為は、確実に繰り返されなければならない。ところが、日常的なケースでは、飛躍が存在し、のどの渇きが水を飲むための因果的十分条件をなすことはなく、そこで水を飲むか飲まないかは、結局、我々次第であろう(Searle、1983、邦訳163-165頁)。

もちろん、のどの渇きが極限に達し、水を摂取することへの抗しがたい衝動に駆られており、そこに水があると信じているとき、この欲求と信念は、法則的と言えるほどの規則性でもって水を飲む行為を引き起こすだろう。これは、こうした欲求や信念が、行為のための因果的十分条件をなすからである。この事例のよう

に、先行する心的状態が、原因として因果的に十分となり、ある行為を必然的に引き起こすような場合、そこに選択可能性はなく、法則的、決定論的である。しかしながら、消費者行動研究において想定される意思決定は、こうした「異常な状況」ではないはずである。通常の意思決定では、先行する信念と欲求が、行為の決定に当たって因果的に十分ではないという意味で、原因となる心的状態と行為の間には、飛躍が存在している(Searle, 2001、邦訳13-16頁)。

この飛躍の存在を認めれば、先行する心的状 態が因果的十分条件をなして、行為を1つに定 めることはないので、選択可能性が存在する。 そして、この飛躍の中で行為が為されるために は、行為者性を担う自我の存在が必要となる。 決定論のように心理的諸要因が行為を引き起こ すことはないので, 非決定論の想定のもとで は、行為を遂行する主体すなわち自我が必要な のである。行為は、ただ待っていれば生起する ものではなく、自我によって遂行されるものな のである。レストランに行って、仔牛かスパゲ ティかの選択があるとする。そのとき、ウェイ ターに対して「私は決定論者ですからね」なる ようになりますよ。待っていれば何を注文する かはわかります。私の信念と欲求が何を引き起 こすか、もうしばらく待ってみましょう」と言 うわけにはいかない。自由意志を行使し、行為 者性を担う自我が存在しなければ、何かが選択 されることはなく、行為が生じることもないの である (Searle, 2001, 邦訳15頁)。

また,この飛躍の存在を認めれば、van Inwangen (1975) による非両立論の論証 (4.1節) は,消費者行動研究においては,消費者行為の非決定性ないし非法則性の論証として役立つ。すなわち,飛躍が存在すれば、心理的諸要因が,因果的十分条件をなすことはないのだから,消費者は,多くの心理法則を偽にする能力をもっていることになる。もちろん,欲求や衝動などの心的状態に人間は大きく影響される。しかしながら,多くの心理的諸要因は,人間の行為を1つに拘束するほどの決定的な力はな

く,多くの場合,それらに抗うこともできるのである。

もし、消費者が心理法則を偽にする能力をもつのであれば、行為は心理法則の束によって決定されるという機能主義の方法論は、失敗している。心理的諸要因が原因となって行為を引き起こすという図式は、成立していないのである。それゆえ、消費者行動研究において傾向法則しか見出せないのであれば、最終的に何がどのように選択や行為を決定するのかについての理論が欠落していることになる。

4.4 自由意志に基づく選択と行為

飛躍の存在を認めると、意思決定と行為のあり方が、次の3点で異なってくる。

- ①心理的諸要因(欲求,ニーズ,動機,信念など)が,因果的十分条件をなして選択や 行為を引き起こすことはない。心理的諸要 因は,単に選択や行為の理由を形成するに すぎない。
- ②さまざまな選択肢の中から1つの選択肢に 絞られるのは、法則によるのではない。自 我が、さまざまな理由を踏まえたうえで、 さまざまな選択肢の中から、自由意志に基 づいて選択を行う。
- ③選択された行為は、必然的に引き起こされることはない。自我が、自由意志を行使して、行為を遂行する。

そのため、自由意志に基づく意思決定とは、ある状況において、いかなる理由のもとで、いかなる行為を為すかを選択することとして定式化できる。行為を選択するだけではなく、行為の理由をもみずから選び取って意思決定を行い、それを踏まえて行為が遂行されると考えるのである。そして、ある理由を踏まえて行為を遂行するとき、その行為を為した理由が、結果として、行為の原因となる。2) 行為を為した理由が、行為の原因となるのだから、選択や行為を因果的に説明するという枠組みは維持される(Searle、2001、邦訳67-68頁)。

このように考えれば, 先行する心理的諸要

因 (原因) によって,選択や行為が引き起こされるという決定論的発想から抜け出すことができる。

例えば、低価格ブランドと高品質ブランドの どちらかを選ぶという意思決定では、消費者 は、ブランドだけでなく、選択の理由(低価格 か高品質か)をもみずから選び取っていると考 えれば良いだけである。消費者は「低価格だか らこのブランドを選んだ | という因果的言明と 「低価格でなければこのブランドを選ばなかっ た」という反事実的条件言明が、真であること を, 当の意思決定プロセスに加えて, いかなる 観察をも要せずに知っている。すなわち、その ブランドを選んだ理由が、この選択の原因であ るという因果関係が成立する(3.2節参照)。消 費者に対して行為の原因を尋ねるという調査が 可能なのは、消費者が何らかの心理法則を知っ ているからではなく、消費者自身がこの因果関 係を経験しているからにほかならない。

もちろん、その意思決定を思い直して、高品質ブランドを選ぶこともできる。そこには飛躍が存在しているのだから、何らかの選択が必然的に生起することはなく、別の選択も為しうるのである。飛躍の存在する選択や行為は、事後的にのみ、その因果関係が特定されるのである。こうして、自由意志に基づく選択と行為においては、別の選択や他の行為も為しうるという選択可能性を保持しつつ、因果関係は成立することになる。

こうして因果関係を法則性から切り離すことで、自由意志という哲学的な概念を、現実的な意思決定の形態(いかなる理由のもとでいかなる行為を為すかの選択)に置き換えられた点は、極めて重要である。30

そして,この自由意志を行使する主体が自我である。Searle (2001) は,「行為者は,理由に基づいて,意思決定を行ったり行為を遂行したりできる必要があるのだから,行為者として行為するまさにその存在は,知覚や信念,欲求や記憶,そして推論をも行いうるのでなければならない。……要するに,行為者は自我であら

ねばならない」(邦訳87頁)と論じる。もし、こうした自我が、形而上学的な概念にすぎず、 実在でないのなら、自由意志は行使されること もない。次章では、合理性と行為者性の担い手 である自我の問題について論じていく。

5. 自 我

ところで、消費者情報処理論の中で、行為者性を担っているのは、ワーキングメモリであろう。ワーキングメモリは、人間の「意識」をモデル化したもので、通常、情報の保持と操作を担う認知プロセスとして扱われるが、行為も制御するものと想定されるからである(Norman and Shallice 1986; Baddeley 2007; 苧坂 2000; 2008)。そして、このワーキングメモリにおける中央実行系が、自我に相当する概念であろう。

5.1 ワーキングメモリ

Baddeley(2007)の複数成分ワーキングメモリモデルでは、3つの貯蔵システム(視空間スケッチパッド、音韻ループ、エピソードバッファ)と注意制御機構である中央実行系から構成される。この中央実行系の具体像はNorman and Shallice(1986)の監督的注意システムである。Norman and Shallice(1986)は、行為を制御する2つのプロセスを想定する。1つが、習慣的行動や常軌的行動に見られるスキーマによる自動制御である。もう1つは、新奇で複雑な課題において生じる監督的注意システムによる意識的制御である。

この意識的制御による行為では、ちょうど自 我に相当する中央実行系によって、状況に応じ た行為が選択されるので、自由意志が働いてい るような印象を与える。しかし、機能主義の方 法論では、意識的な行為の制御も、法則的に因 果的に制御されている点では変わりはない。

Bargh and Ferguson (2000) の主張は明確で「人間行動と高次の心的プロセスを研究する科学者として、意識的制御を要するプロセスを、自由意志のテーゼによって説明することを拒否

する。その代り、行動やその他の反応は、下記の諸反応に関する選択も含めて、因果的に引き起こされるというテーゼを信奉する。意識的ないし無意識的な、すべての熟考、思考、感情、動機付け、衝動は、(しばしば複数の原因によって)引き起こされる」(p. 926)という決定論を支持している。

この決定論を支持すると自我(中央実行系)の存在は、理論的に不必要なものとなる。消費者行動研究には、価値体系、性格・人格、動機づけ、目標階層、処理能力、記憶や知識(自己の記憶や知識を含む)などの個人特性を反映した構成概念が、存在している。そして、情報処理プロセスにおいて、個人的な特性を反映しつ、選択や行為が、因果的に決定されると想定すれば、中央実行系(自我)が存在してもしなくても、その決定自体は変わらないであろう。つまり、自我という概念は、理論的に余分なりのとなる。逆に、自我が存在し、決定がコロをなる。がに、自我が存在し、決定がコロッで表言してしまう。

実際、中央実行系を主張したBaddeley (2007) 自身も「私は、かつて、実質的にホムンクルス (すべての重要だが困難な意思決定を下す、頭の中の小人) である実行系を作り出したという罪を認めた」(邦訳130頁) と述懐しつつ、この小人を分割し、解消していく必要性を論じている。もし、人の頭の中の小人が、注意を制御し、行為を導くのであれば、その意思決定はさらにその小人の頭の中の小人が行うのかといった不可解な論理に陥ってしまう。「意識の中の私」や「私が考えて自分で決めた」という考え方は、常識的には当たり前に思えても、論理的な困難を伴うのである。

こうした意識の中の自我の不在を指摘したのも Hume (1739-40) である。 Hume は、認識の源泉を知覚に求め、現実の直接的な知覚を「印象」と呼ぶ。 意識は、「想像を絶する速さでたがいに継起し、絶え間のない変化と動きのただなかにある、たがいに異なる諸知覚の、固まりあるいは集まりにほかならない」(邦訳第1巻

287頁)。そして、「もし或る印象が自我の観念を生み出すのであれば、その印象は、われわれの一生を通じて、変わらず同じものであり続けなければならない。……しかし、恒常的で不変な印象などは存在しない。苦と快、悲しみと喜び、情念と感覚は、たがいに継起し、けっしてすべてが同時には存在しない。それゆえ、自我の観念が生じるのは、これらの印象のどれからでも、その他のどの印象からでもなく、したがって、そのような観念は存在しない」(邦訳第1巻286頁)と論じる。

要するに, 意識を構成するのは知覚 (表象) の束にすぎず, その意識の中に自我は存在しな いと主張するのである。

5.2 自我の生物学的基盤

本研究では、Damasio(1999;2010)による 意識と自我についての神経生物学的仮説から、 意識の決定的な要素は、自我の存在であること を主張したい。Humeが考えるような純粋な知 覚というものは存在しないのである。Damasio の理論は、多くの意識障害(脳障害)や脳部位 についての神経生物学的証拠に基づく壮大なモ デルであるが、ここでは本研究と関連する部分 だけを要約して論じていくことにする。

Damasioは、有機体の意識は、有機体がある対象と関わり、その対象が有機体に変化を引き起こしているという認識の構築に関わるという。つまり、意識の問題は、有機体と対象、そしてその関係性を、脳が心的イメージとしてどのように表象するかの問題として捉えられる。

人間の場合,有機体全体の状態を知らせる表象は,生命の調節を担う脳幹や視床などの部位で収集され,その情報に基づき,自律神経やホルモンなどによって,有機体の内部状態が制御されている。この有機体全体の神経パターンである非意識的な統合的表象が原自己と呼ばれる。この原自己を構成し生命調節を担う脳部位によって,身体と脳は,緊密に,不可分的に結合され,心身融合とも呼ぶべき持続的安定性が確保される。

この原自己は、有機体における相対的に不変な核として作用し、あらゆる認識の起点となる。人間が、外界のものであれ、記憶の中のものであれ、何らかの対象を認識する際には、必ずこの原自己に変化を生み出す。感覚器官によって外界の対象を知覚するためには、身体の平衡を維持しながら、頭を動かし、水晶体や瞳孔を調節するので、有機体の統合的表象である原自己も変化する。記憶の中の対象を想起する際にも、記憶に付随する情動的反応が、原自己を変化させる。要するに、原自己という文脈を離れて、いかなる認識もなされることはないのである。

そして、有機体と対象、そしてその関係性の神経パターンが、最終的に心的イメージないし意識内容となったものが、中核意識と呼ばれる。中核意識は、「いま・ここ」で有機体に関係している対象を意識内容として表象し、Humeの言葉を借りれば「想像を絶する速さでたがいに継起し、絶え間のない変化と動き」を生み出す。

この中核意識は、有機体と関係している対象を意識内容として表象するのだから、「あなたの原自己がたったいま心の中で顕著になった対象によって変えられた」という非言語的な知識を包含している。我々が、意識経験の中の自我を知っているのは、自我が、この非言語的な物語の主人公だからである(Damasio はこれを中核自己と呼ぶ)。それゆえ、意識経験は、本来的に、常に自我との関係において生まれるのであって、Humeが考えるような自我を欠いた純粋な知覚というものはないのである。

通常は、有機体を変化させた対象に注意を向ける方が、適応上の価値は高いので、意識経験の中にある自我の感覚は、それほどはっきりしたものではない。これは何かを眺めるときの視点が、視覚に映る風景を規定しているにもかかわらず、視点そのものは意識されにくいのと似ている。そして、意識経験における自我の感覚は、いかに希薄なものであっても、これを失うと通常の意識経験は維持されなくなる。それは

以下のような症例から観察される。

Damasio は、欠神発作とそれに続く欠神自動 症という意識障害をもつ患者について次のよ うな報告をしている。「われわれは静かに話し ていた。突然、話の途中で男性が黙りこくっ た。顔は動きを失い、口は開いたまま固まり、 目は私の背後の壁の一点をうつろに見据えてい た。数秒間、彼はピクリともしなかった。彼の 名を呼んでみたが返事はなかった。それから少 し動きはじめ、唇を舐め、目は二人の間にある テーブルへと移った。男性はコーヒーカップと 小さな金属製の花瓶を見ているようであった。 いや、カップを手にしてコーヒーを飲んだのだ から、見ていたに違いなかった。私は繰り返し 話しかけてみたが、返事はなかった。……そう こうするうちに男性は立ち上がった。この先ど うなるかわからず、私は焦った。彼の名を呼ん だが返事はなかった。この状態はいつまでつづ く? そう思っていると男性はくるりと向きを 変え、ドアに向かってゆっくり歩き出した。私 は立ち上がり、もう一度名前を呼んだ。男性は 立ち止まり、私を見た。顔に少し表情が戻って いた。まごついているようだった。もう一度声 をかけると、『なんだい?』と言った」(1999、 邦訳23頁)。

この患者は、対象に注意を向け、コーヒを飲む、歩くといった基本的な心的状態、運動能力を維持しながら、自我の感覚がなく、自分の名前や自分と対峙している相手も識別できなくなる。つまり、基本的な心的状態を維持しつつ、自我の感覚を失い「いま・ここ」の中核意識を失っていたのである。こうした意識障害は、心の中における自我の存在を示す1つの証拠となるように思える。

そしてDamasioが拡張意識と呼ぶ意識レベルでは、記憶やワーキングメモリ、言語、合理性、推論といった高度な認知的機能が利用可能となる。拡張意識では、自伝的記憶に基づく自己も「対象」の1つとして処理される。そのため、拡張意識の中では「いま・ここ」とともに、自分自身の過去と予期される未来が見通しの良

い眺望の中で感じ取られる。人間に創造性を授ける認識のレベルは,この拡張意識にあると論じる。

ここで重要なことは、こうした意識の主体ないし核であるような継時的に不変な自我が実在すること、そして、その自我は、自己知識や自己イメージ、性格・人格、関与や動機付け、目標階層、価値観、その他の可変的な心理的諸変数には、還元不可能なことである。こうした自我が合理性と行為者性の担い手となる。この自我の存在を措定することによって、はじめて、自由意志に基づいて選択や行為が為されることを理論的に説明できるようになる。

6. 非決定論的世界

自我が自由意志に基づいて行為を為すという 行為論において、残された問題は、架橋法則で ある。合理的で柔軟な、非法則的な心的状態 は、どのような架橋法則によって、脳状態と結 び付けられるのかという問題である。

Davidsonのような非法則論的一元論を採用 しないのであれば、物的枠組みである脳状態 が、心的枠組みと同じような柔軟性をもつと考 えるのが自然である。つまり、脳のシステム も、決定論的なシステムではなく、非法則的な メカニズムが備わっていると考えるのである。 Searleは、その困難さを分析したうえで、シ ステム因果という仮説を提示する(2001. 第9 章)。4 人間の意識状態は、脳状態の高次のシス テム的特徴である。最上位レベルの意識は、脳 のミクロ的組織によって構成されるが、この意 識レベルにおいて自由意志が働くとき、システ ム全体のニューロンの隅々にまで影響が及ぶ。 そして、脳システム全体が一挙に動くことで、 飛躍を飛び越え、自由意志を行使すると考える のである。要するに、脳状態と心的状態の両者 に、飛躍の存在を認めるのである。この仮説の 真偽については、神経生物学的な研究の進展を 待つほかないが、1つの方向性は示せることに なる。

こうした仮説のもとで、自由意志を主張す る最大の難点は、現代の科学観に完全に反し ているように見える点にある。現代の決定論 は、ニュートン理論のような自然科学の成功に 訴えることで出現してくる。そして. 「物理的 世界についての決定論的世界像によって. 行 動の世界についても、心理の世界についても、 決定論的世界像を押しつけられることになる」 (Popper, 邦訳31頁)。この世界観のもとでは、 心的なものが、神経生物学的な基盤をもつ以 上、心的なものも、物理法則に従わざるをえな くなる。それゆえ、科学的な決定論を支持する のなら、我々の自由の経験や飛躍の経験、ある いは心理法則を偽にする能力といったものは、 脳が生み出す体系的な錯覚であると言わざるを えなくなる。非両立論として論じたように、世 界の決定性を認めれば、選択可能性があるとい う意味での自由が存在する余地はない。

しかし、こうした議論で忘れてはならないの は、決定論的世界観それ自体は、科学的に立証 されたものではないことである。物理学におい て見られるような決定論的な諸理論が, かりに 真であるとしても、それらは、単に、この世界 のある側面をうまく説明できているに過ぎな い。ニュートン理論でも、多体問題(物体の数 が多くなった系)を説明できないように、物理 科学でさえ. 実在の世界をあらゆる側面にわ たって完璧に再現しているわけではない。科学 や理論は、この世界を体系的に抽象化、単純化 して捉えようとする網にすぎず、この唯一無二 の世界を完全に捉えることはできないのである。 それゆえ、決定論的な諸理論が、成功していた としても、そこからこの世界のあらゆる部分が 法則的に決定されていると帰結することはでき ない (Popper, 1982, 邦訳第3章53-109頁)。

また、既述の通り、日常空間における人間の 行為が、心理法則の束によって決定されること を示す経験的根拠もない。認知心理学あるいは 消費者情報処理論は、人間の選択や行為を拘束 するような心理法則を積み上げていくことに、 半世紀以上、継続的に失敗してきたのである。 実験室的空間においてさえ、断片的な傾向法則 しか見出せなかったのである。消費者行動研究 の歴史は、心理的諸要因が、因果的十分条件を 為して、選択や行為を引き起こすという決定論 を一貫して反証してきたものとも言えるかもし れない。

また、決定論的な世界観、人間観のもとで、革新性や創造性を強調するマーケティング論を論じることは難しい。マーケティング論では、通常、自社や他社のマーケティング行為によって、競争の次元が変わること、市場が変化すること、つまり、この現実世界が変わること、未来は開かれていることを前提としている。かりに、消費者が心理法則に拘束される存在ならば、消費者はマーケティングによる操作対象にすぎなくなる。また、マーケターは、自由に戦略の立案が可能であるかのように論じておきながら、消費者の選択や行為が法則によって決定されると論じるのも、明白な矛盾である。

したがって、この世界の一部、とりわけ、心的なものの一部は、心理法則によって決定されるわけではないという研究上の仮説は、十分な経験的な根拠をもつものであるし、マーケティング論との整合性を考えるとより適切な仮説であると考えられる。

そして、心理法則を否定したとしても、消費者の選択や行為について科学的、客観的に論じる方法がなくなるわけでもない。5)

消費者行動研究において、決定論に陥らざるをえなくなるのは、因果関係を法則性と結び付けて考えるからである。選択や行為のプロセスにおいて、因果関係は経験されているのだから、その因果関係が成立していることを示すために、規則性に依拠する必然性はない。その因果関係に、規則性が生じるかどうかは、別の問題である。ある状況のもとで、ある選択や行為を為すのが、合理的であるという考え方が、集団として共有されるかどうかによって、規則性が生じたり、生じなかったりする。この規則性は、合理性に基づく規則性だから、法則的ではない。たとえ法則でなくとも、因果的説明とい

う枠組みを保持しながら,この規則性を捉え, 説明しようとする試みは,科学的なものとなり うるであろう。

こうした非決定論的な世界観の方が、消費者 やマーケティングの真の姿をより良く記述でき るように思う。

おわりに

さて. 人間を計算機にたとえる機能主義の世 界観に忠実であれば、心理法則の束によって あらゆる行為は決定されるので, 人間に合理 性や創造性、自由意志を許容する余地はない。 こうした世界観は受け入れがたい。本研究で は、まず、法則性と合理性との対立図式から、 心的なものの非法則性を導いてきた。しかし. Davidsonのように伝統的な因果性理論を保持 したまま心的な合理的秩序を認めると、心的な 記述のもとでは、 因果的効力を認めることがで きなくなる。そこで、Searle (1983) の心的因 果説に立脚し、因果性と法則性を切り離し、心 的な因果的効力を認める行為論を導出した。さ らに、Searle (2001) の飛躍の存在から、自我 が自由意志に基づいて選択と行為を為すという 理論を導出した。最後に、Damasioのモデルか ら意識の中の自我の生物学的基盤を論じた。こ うした自我こそ、合理的な秩序をもつ心の担い 手であり、行為を遂行する主体である。こうし てリバタリアニズムに基づく行為論を提示して きた。表1は、機能主義(消費者情報処理論) と本研究の行為論(消費者行為論)の主な相違 をまとめたものである。

この一連の議論で、中心的な役割を担ってきたのは、合理性概念である。Searle は、「自由の概念と合理性の概念は全く異なるにもかかわらず、合理性の外延は自由の外延とぴたりと一致する」(2001、邦訳18頁)と述べている。心的なものに合理性の秩序を認めることは、そこに心的自由を認めることにほかならないのである。もちろん、行為や知覚など、外界との重要な接点においては因果的かつ法則的な関係が成立する。しかし、その他の多くの心理的要因間の関係は、自我の合理的で自由な推論の産物であろう。全体論的で合理的な心の秩序は、自由で満たされているのである。

消費者情報処理論を信奉する研究者が、決定論を信じているかどうかは、よく分からない。しかし、心理的諸要因と行為の間に因果法則的構造を仮定し、その因果法則は統計的規則性によって裏付けられると信じており、意思決定プロセスの中に自我を介在させることはない以上、少なくとも暗黙のうちに、決定論を支持していると言わざるをえないだろう。

誤解のないように付言しておくが、機能主義 方法論を批判したとしても、既存の消費者行動 研究の意義を棄損する意図はなく、それらの研 究の価値を貶めるつもりはない。あくまでも消 費者情報処理論の背後になる方法論の限界を指 摘し、それを代替する行為論を探ってきただけ である。本研究の行為論は、人間行為一般に関 する理論であって、必ずしも消費者固有の問題 を取り上げてきたわけではない。しかし、行為 は、消費者行動研究のもっとも重要な被説明対 象の1つなのである。被説明対象の根本問題を

表 1 2 つの行為論の比較

	機能主義	本研究
	(消費者情報処理論)	(消費者行為論)
心の基本秩序	因果法則性	合理性 (一部因果法則性)
	決定論	リバタリアニズム
行為者性	ワーキングメモリ	自我
自由意志(選択可能性)	無	有
心的因果の成立根拠	法則性 · 規則性	因果の経験
厳格な予測可能性	有	無

突き詰めて考えることの重要性は指摘するまで もないだろう。

機能主義を批判的に検討する中で,導出されてきた行為論の要点は,以下の通りである。一見すると「当たり前」の論理であるが,今日の支配的な方法論とは大きく異なる以上,その意義も大きい。

- ①合理性:心的なものは実在する。心的なものは、合理的秩序をもつが、一部、因果法則的秩序を含む。人の思考や行為が、合理的であるというのは、法則に従うことではない。しばしば不合理ですらある。こうした不合理を許容するほどの自由度をもったものが心的な秩序である。
- ②心的因果:心的なものは,因果的効力をもっている。この心的な因果の成立は,まさに因果を経験することによって根拠付けられる。それゆえ,心的因果において因果性と法則性は切り離すことができるし,心的因果における原因と結果の一対の出来事の成立は,それに対応する普遍的法則の存在を前提としない。
- ③自由意志:日常的な意思決定においては, 先行する心的状態は,行為の決定に当たっ て因果的に十分とはならない。したがっ て,そこに選択可能性もあるし,行為者性 としての自我の存在も要請される。すなわ ち.自由意志は存在する。
- ④自我: 自我は、意識を構成する核(主人公) として生物学的に実在する。自我は、合理

的な心的秩序の担い手であり、自由意志を 行使する行為者性の担い手である。図式化 すれば、「自我性=合理性+行為者性」と なる。この自我は、その他の可変的な心理 的要因に還元することはできない。

- ⑤自由意志に基づく意思決定:自由意志に基づく意思決定は、いかなる理由のもとで、いかなる行為を為すべきかの選択である。 行為の原因は、行為の結果として定められる。行為のための理由のうち、行為を為した理由が、行為の原因である。
- ⑥心的なものの非法則性・予測不可能性:以 上の点から、行為を含む心的なものの非法 則性は明らかであろう。先行する心理的諸 要因が、意思決定や行為に影響することは 確かであるが、自我は、心理法則を偽にす る能力をもっている。この点を認めるので あれば、心理的諸要因(原因)が選択や行 為(結果)を引き起こすという枠組みは. 論理的に破綻する。それを代替する枠組み は、自我が、行為の理由も行為もみずから 選び取るというものである。その結果とし て.「心理的要因(原因)→行為(結果)| という図式は成立するが、 それは自我に よって結ばれた合理性に基づく因果関係で ある。それは何らかの心理法則を前提とは しない。人間の心は、その本性上、法則か ら自由なものであって、厳格な意味での予 測は不可能である。

注

1) しばしば変数の中に評価的要素を組み込み、安定的な相関関係を生み出す手法も取られる。例えば、「値引き」変数をその肯定的評価である「割安感」や「コストパフォーマンス」によって構成すれば、購買意図にプラスに働きやすくなるだろう。消費者満足モデルにおいて「成果が期待を上回る」のであれば、満足度にプラスに働きやすい。こうしたモデル構築のあり方は、原因変数の中に評価的要素を組み込み、合理的、論理的な帰結として

- の結果を部分的に含むので、しばしば同語反 復的とのそしりを受けることになる.
- 2) 原因は何らかの出来事を示すのに対し、理由 は真偽を問える命題構造をもつ点で、概念的 な身分が異なっている。しかし、通常は、行 為の理由を述べることで、行為の因果的説明 とみなされるので、ここでは平易さを重視し てこうした用語法を用いる、詳細は、Searle (2001) 第4章を参照。
- 3) Chisholm (1976) のように行為者性に行為の

原因を求めない点も重要である. 原因は, あくまでも信念や欲求, 意図などの心的状態である.

参考文献

- 阿部周造(2013)『消費者行動研究と方法』千倉書 展
- Anscombe, G.E.M. (1963), *Intention, 2nd ed.*, Basil Blackwell. (菅 豊彦訳 (1984)『インテンション――実践知の考察』産業図書).
- Armstrong, David Malet (1968), A Materialist Theory of the Mind, Routledge & Kegan Paul. (鈴木 登訳 (1996) 『心の唯物論』 勁草書房).
- Baddeley, Alan (2007), Working Memory, Thought, and Action, Oxford University Press. (井関龍太・齊藤 智・川﨑惠里子訳 (2012)『ワーキングメモリ――思考と行為の心理学的基盤』誠信書房).
- Bargh, John A. and Ferguson, Melissa J. (2000), "Beyond Behaviorism: On the Automaticity of Higher Mental Processes," *Psychological Bulletin*, 126, 925–945.
- Bettman, James R. (1979), An Information Processing Theory of Consumer Choice, Addison-Wesley Publishing Company.
- Block, Ned (1978), "Troubles with Functionalism," in *Minnesota Studies in the Philosophy of Science, vol. 9, Perception and Cognition*, Savage, C. Wade (ed), University of Minnesota Press, 261–325.
- Chisholm, Roderick M. (1976), Person and Object:
 A Metaphysical Study, George Allen and Unwin Ltd. (中堀誠二訳 (1991)『人と対象 ——形而上学的研究』みすず書房).
- Churchland, Paul M. (1981), "Eliminative Materialism and the Propositional Attitudes," The Journal of Philosophy, 78, 67-90. (関森隆史訳「消去的唯物論と命題的態度」信原幸弘編(2004)『シリーズ心の哲学Ⅲ翻訳編』勁草書房,第4章,121-161).
- Damasio, Antonio R. (1999), The Feeling of What Happens: Body and Emotion in the Making of Consciousness, Harcourt Brace & Company. (田中三彦訳 (2003) 『無意識の脳 自己意識の脳——身体と情動と感情の神秘』講談社).
- ———— (2010), Self Comes to Mind: Constructing the Conscious Brain, Pantheon. (山形浩

- 4) しばしば、上から下への因果として論じられる. 例えばPopper and Eccles (1977) など.
- 5) 詳細は、久米 (2016) を参照、
 - 生訳 (2013) 『自己が心にやってくる――意 識ある脳の構築』早川書房)
- Davidson, Donald (1963), "Actions, Reasons, and Causes," *The Journal of Philosophy*, 60. (河島一郎訳「行為·理由·原因」門脇·矢野 (2010) 第5論文. 157-190).
- ----- (1980), Essays on Actions and Events, Clarendon Press. (服部裕幸・柴田正良訳 (1990) 『行為と出来事』 勁草書房).
 - ----- (1984), Inquiries into Truth and Interpretation, Clarendon Press. (野本和幸・植木哲也・金子洋之・高橋 要訳 (1991)『真理と解釈』勁草書房).
- Dennett, Daniel C. (1987), The Intentional Stance, The MIT Press. (若島 正・河田 学訳 (1996) 『「志向姿勢」の哲学——人は人の行動を読め るのか?』白揚社).
- Evnine, Simon (1991), Donald Davidson, Polity Press. (宮島昭二訳 (1996) 『デイヴィドソン ――行為と言語の哲学』勁草書房).
- Feyerabend, Paul (1963), "Mental Events and the Brain," *The Journal of Philosophy*, 60, 295–296.
- Fodor, Jerry A. (1987), *Psychosemantics*, The MIT Press.
- Frankfurt, Harry G. (1969), "Alternate Possibilities and Moral Responsibility," *The Journal of Philosophy*, 66, 829-839. (三ッ野陽介訳「選択可能性と道徳的責任」門脇・矢野 (2010) 第2論文, 81-98).
- ----- (1971), "Freedom of the Will and the Concept of a Person," *The Journal of Philosophy*, 68, 5-20. (近藤智彦訳「意志の自由と人格という概念」門脇・矢野(2010)第3論文、99-127).
- Gardner, Howard (1985), The Mind's New Science: A History of the Cognitive Revolution, Basic Books Inc. (佐伯 胖・海保博之監訳 (1987) 『認知革命――知の科学の誕生と展開』産業 図書).
- Hume, David (1739-40), A Treatise of Human Nature, in The Philosophical Works of David

- Hume, 4 volumes, Green, T.H. and Grose, T.H. (ed), Reprint, Scientia Verlag Aalen. (木曾好能訳 (1995)『人間本性論 第1巻 知性について』法政大学出版局).
- Hunt, Shelby D. (2010), Marketing Theory: Foundations, Controversy, Strategy, Resource-Advantage Theory, M.E. Sharpe.
- 門脇俊介・矢野茂樹(2010)『自由と行為の哲学』 春秋社.
- 河島一郎(2006)「行為の一般性と個別性――デイヴィドソンはアンスコムとどこで分かれたのか?」『哲学・科学史論叢』第八号,東京大学教養学部哲学・科学史部会,47-78.
- 久米 勉 (2016)「消費者行為論——自由意志に基づく選択と行為」堀越比呂志・松尾洋治 (2016) 『マーケティング理論の焦点』中央経済社 (近日公刊予定),第1章.
- Lewis, David (1972), "Psychophysical and Theoretical Identifications," *Australasian Journal of Philosophy*, 50, 249–258.
- ——— (1973), Counterfactuals, Blackwell Publishing Ltd. (吉満昭宏訳 (2007)『反事実的条件法』勁草書房).
- (1980), "Mad Pain and Martian Pain," in Readings in the Philosophy of Psychology, Volume 1, Block, Ned (ed), Harvard University Press, 216–222.
- 美濃 正 (2008)「決定論と自由——世界にゆとり はあるのか?」『岩波講座 哲学02 形而上学の 現在』岩波書店, 161-186.
- 信原幸弘(1999)『心の現代哲学』勁草書房.
- Norman, Donald. A. and Shallice, Tim (1986), "Attention to Action: Willed and Automatic Control of Behavior," in Consciousness and Self-Regulation: Advances in Research and Theory, Vol. 4, Davidson, Richard J., Schwartz, Gary E. and Shapiro, David (ed), Plenum Press, 1–18.
- 苧阪直行(2000)『脳とワーキングメモリ』京都大 学学術出版会。
- -----(2008)『ワーキングメモリの脳内表現』 京都大学学術出版会.

- Popper, Karl R. (1982), The Open Universe: An Argument for Indeterminism, Routledge. (小河原誠・蔭山泰之訳 (1999) 『開かれた宇宙――非決定論の擁護』岩波書店).
- Popper, Karl R. and Eccles, John C. (1977), *The Self and Its Brain*, Springler-Verlag(西脇与作訳 (1986)『自我と脳 (上)』大村 裕・西脇与作訳『自我と脳 (下)』思索社).
- Putnam, Hilary (1967), "The Nature of Mental States," in *Art, Mind, Language, and Religion*, Capitan, W. H., and Merrill, D. D. (ed), University of Pittsburgh Press, 37-48.
- Rorty, Richard (1965), "Mind-Body Identity, Privacy, and Categories", *The Review of Metaphysics*, 19, 24–54.
- Searle, John R. (1983), Intentionality: An Essay in the Philosophy of Mind, Cambridge University Press. (坂本百大監訳 (1997) 『志向性――心の哲学』誠信書房).
- (2001), Rationality in Action, The MIT Press. (塩野直之訳 (2008)『行為と合理性』 勁草書房).
- ----- (2004), Mind: A Brief Introduction, Oxford University Press. (山本貴光・吉川浩満訳 (2006)『マインド――心の哲学』朝日出版社).
- Simon Herbert A. (1997), Administrative Behavior: A Study of Decision-Making Processes in Administrative Organizations, 4th ed., Free Press. (二村敏子・桑田耕太郎・高尾義明・ 西脇暢子・高柳美香訳 (2009)『新版 経営行動――経営組織における意思決定過程の研究』ダイヤモンド社).
- 鈴木生郎・秋葉剛史・谷川 卓・倉田 剛(2014)『現 代形而上学――分析哲学が問う,人・因果・ 存在の謎』新曜社.
- van Inwangen, Peter (1975), "The Incompatibility of Free Will and Determinism," *Philosophical Studies*, 27, 185-199. (小池翔一訳「自由意志と決定論の両立不可能性」門脇・矢野 (2010) 第4論文、129-153).

執 筆 者 紹 介 (掲載順)

 横
 山
 一
 朗
 (教
 授
 会
 計
 学)

 奥
 倫
 陽
 (准
 教
 授
 会
 計
 学)

 久
 米
 勉
 (准
 教
 授
 マーケティング)

編集後記

『商学・経営学研究 第2号』が刊行されることになりました。今回も質の高い3本の論文を収録することができました。査読審査にご尽力いただいた学内・学外の多くの方々に心より感謝申し上げます。前号に引き続き,編集作業を務めていただいた『東京プレス』の鈴木翔三氏に御礼申し上げます。『商学・経営学研究』は学部を越えた常勤・客員・非常勤の多くの先生方を対象に横断的に広く論文を募集します。1本の論文につき2人の査読審査者による査読を経て編纂されていくことになりますので、今後も投稿よろしくお願い申し上げます。

(『商学・経営学研究』編集代表 上野 博)

東京国際大学論叢 商学・経営学研究 第2号 2016 (平成28) 年9月20日発行 [非 売 品]

 編集者
 東京国際大学商学・経営学研究論叢編集委員

 発行者
 高
 大

 発行所
 〒350-1197 埼玉県川越市的場北1-13-1

 TEL (049) 232 - 1111

 FAX (049) 232 - 4829

 印刷所
 株式会社東京プレス

 〒161-0033東京都新宿区下落合3-12-183F

THE JOURNAL OF TOKYO INTERNATIONAL UNIVERSITY

Commerce & Management Research

No.2

Articles
The Issues of Cost Accounting Education in Japanese Universities
— Using Syllabus Data of Japanese Universities — · · · · Noriaki Oku
Ichiro Yokoyama
Adjusting Performance Results by Top Management — Performance Evaluation Using BSC —
Toward a Consumer Action Theory — How can an Action be Performed? —